



Disclosure

せきしんの現況

2025



——地元とともに——

関信用金庫



ごあいさつ

理事長 石竹 智範

皆さまには、平素より、関信用金庫に対し、格別のご支援とご愛顧を賜り、まことに有難うございます。本年も当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、「せきしんの現況2025」を作成致しました。本誌により地元金融機関としての「せきしん」をさらに身近に感じていただければ幸いに存じます。

令和6年度は、中濃地域においても、雇用、所得環境が改善に向かい、穏やかな回復基調に傾いている一方で、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の深刻化によるエネルギー価格の高騰が、食料品や生活用品などの価格上昇をもたらしております。又、少子高齢化による企業の人手不足や、企業の後継者問題などの課題も多く見受けられています。当金庫は、このような経営課題に対して、直接お客さまからご相談をいただき、共に解決に向けた方策に取組みました。

米国による日本を含む全ての貿易相手国・地域を対象とする相互関税は、8月1日から日本に対して25%の相互関税を通告していましたが、このたび難航していた関税交渉が自動車分野も含めて相互関税15%で合意しました。それでも日本企業にとって対米輸出の負担が増すことには変わりはありません。当金庫はこのような状況を踏まえ、取引先企業が追加関税措置の影響を受ける事態に対し、本業支援を目的として、本年4月より「米国関税対策特別資金」の取扱を開始致しました。専用相談窓口を設置し、お客さまに対する資金繰り支援を中心に、極め細やかな相談を迅速に対応して参ります。

地域金融機関を取り巻く経済環境は、加速する少子高齢化の中で地方の人口減少による顧客基盤の縮小や事業廃業の増加、また、あらゆる分野においてデジタル化が進み、クラウドファンディングを代表とする資金調達が多様化やネットバンクの裾野拡大など、より一層厳しくなっています。このような環境下の中でも、地域経済活性の重要な役割を担うのが我々地域金融機関の使命であると受け止めております。これまで積み上げてきた地域とのネットワークや情報を生かし、地元企業への資金繰り支援、経営課題の解決に向けたソリューションの提案などを積極的に展開していきます。

本格的な「金利のある世界」に突入し、昨年度は預金金利の引上げを行った一方で、貸出金利(短期プライムレート)の引上げも同時に実施しております。しかしながら、重要なことは、何事もお客さまに寄り添った取り組みであるべきと考えております。外部機関との連携による情報提供力を強化し、デジタル化など環境の変化に対応し、令和10年度に迎える創立120周年に向けて、この地域になくてはならない金融機関を目指し、お客さまの多様なニーズにお応えし、地域社会と共に持続的成長を実現できるよう、役職員が一丸となり真摯に努力して参りたいと考えております。

何卒今後とも、会員の皆さまの末長く変わらぬご支援とご愛顧をお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

当金庫が「岐阜県健康経営宣言企業」に登録されました。

この登録は、職員の健康づくりを金庫全体で推進している企業として、岐阜県に認められた証です。



目次

ごあいさつ	1	景気動向調査	13
目次	2	経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況	14
経営理念・基本方針	3	お客様アンケート調査結果のご報告	14
経営管理(ガバナンス)	3	せきしんのSDGs宣言	15
組織図	4	トピックス	18
総代会制度	5	CSR(社会的責任)、地域社会への貢献活動	21
内部管理態勢の整備	6	営業地区と店舗のご案内	22
反社会的勢力に対する基本方針	6	ATM・貸金庫・夜間金庫一覧表	22
貸出運営に関する方針	6	営業のご案内	23
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	6	手数料一覧	27
顧客保護等管理方針	7	当金庫の歩み	28
金融ADR制度への対応	7	資料編	29
預金保険制度	7		
預金者保護制度	8		
コンプライアンス(法令等遵守)への取組み	9		
当金庫のマネー・ローンダリング等防止・金融犯罪対策に関する取組み	9		
個人情報保護について	10		
利益相反管理方針	10		
統合的リスク管理態勢	10		
地域活性化のための取組状況	12		

- ◎ 名 称
関 信用金庫
- ◎ 創 立
明治41年9月18日
- ◎ 所 在 地
関市東貸上12番地の1
- ◎ 預 金
310,468百万円
- ◎ 貸 出 金
131,176百万円
- ◎ 店 舗 数
13店舗 (令和7年3月末現在)

経営理念

- ◎中小零細企業の健全なる育成
- ◎ニーズの多様化に即応し豊かな国民生活の実現に寄与する
- ◎豊かな地域社会の繁栄に貢献
- ◎役職員ならびに家族の将来に亘っての生活の安定と幸福の実現

基本方針

- 1.健全経営
- 2.業容拡大
- 3.効率化促進
- 4.人材育成
- 5.地域奉仕

役員一覧

令和7年6月30日現在

理 事 長	石竹 智範	非 常 勤 理 事	藪下 武司 ※1
専 務 理 事 (資金運用部長)	高井 伸穂	非 常 勤 理 事	森 小百合 ※1
常 務 理 事 (総務部長)	五島 利保	常 勤 監 事	村瀬 光昭
常 勤 理 事 (リスク統括部長)	後藤 謙二	非 常 勤 監 事	渡邊 泰宏 ※2
常 勤 理 事 (営業統括部長)	中島 高幸	非 常 勤 監 事	清水 徹
常 勤 理 事 (融資部長)	亀山 真治	会 計 監 査 人 の 名 称	五十鈴監査法人
非 常 勤 理 事	遠藤 宏治 ※1		

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

経営管理(ガバナンス)

総代会制度とは

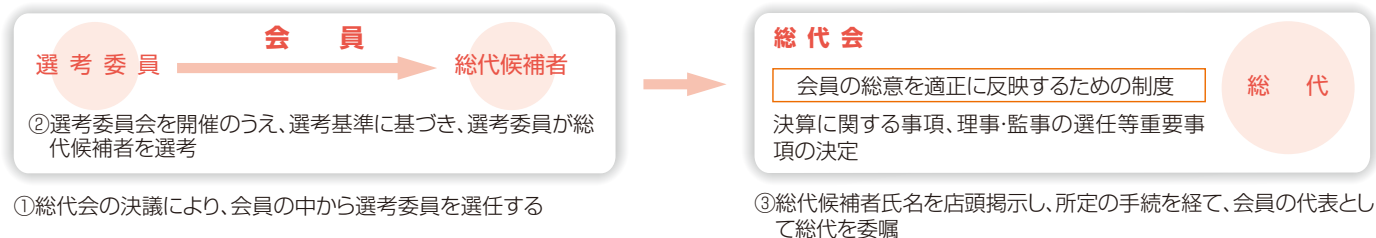
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や会員懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。〉



①総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する

③総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、80人以上130人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和7年6月末現在の総代数は99人で、会員数は14,760人です。

(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(右記)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
- 1 総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する。
 - 2 選考委員会を開催のうえ、選考委員が総代候補者を選考する。
 - 3 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- 1 資格要件
 - 当金庫の会員であること。
- 2 適格要件
 - 当金庫の経営理念及び地域金融機関としての使命をよく理解し、賛同する人であること。
 - 当金庫との緊密な取引関係を有すると共に、人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - 地域における信望が厚く、深い人縁関係を有し、良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - 総代の定年は満75歳とする。満75歳未満の総代を選任し、任期期間中に定年年齢に到達した場合は、任期満了までとする。

第74回通常総代会の決議事項

令和7年6月13日に開催された第74回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

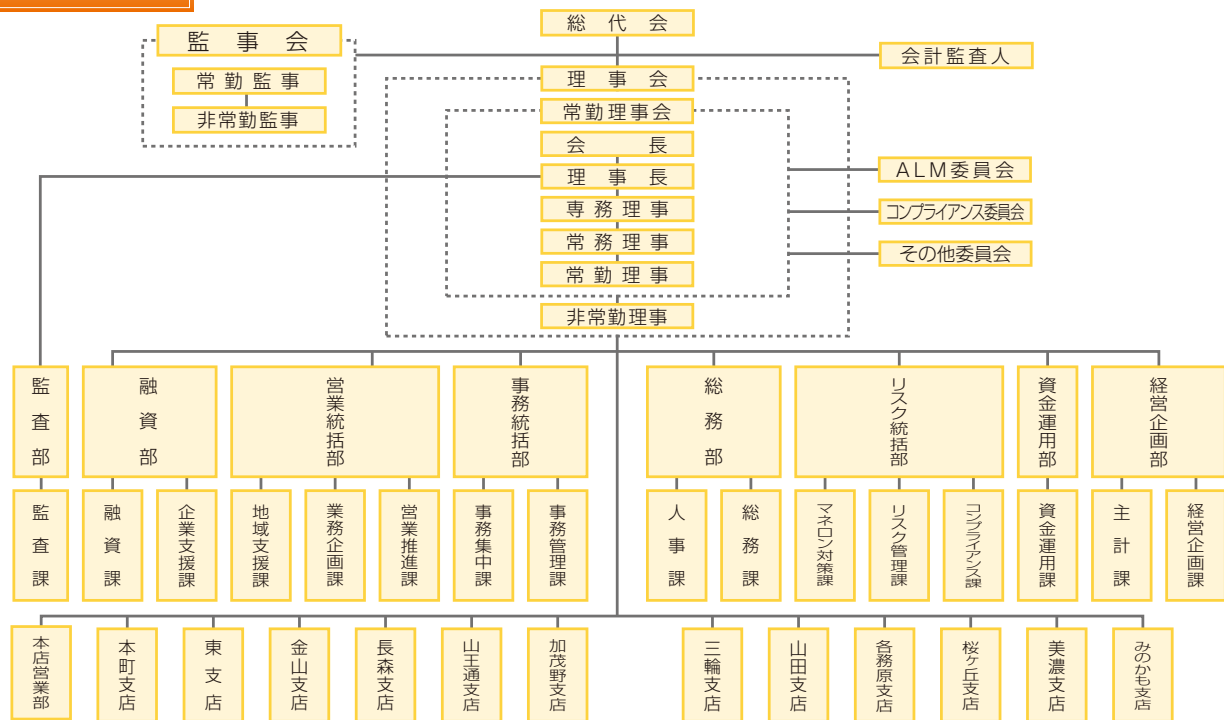
報告事項	第81期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件		
決議事項	第1号議案	第81期剰余金処分案承認の件	第4号議案 監事選任の件
	第2号議案	会員の除名に関する件	第5号議案 退任理事および退任監事に対する退職慰労金支給の件
	第3号議案	理事全員任期満了に伴う選任の件	



組織図

令和7年6月30日現在

組織図

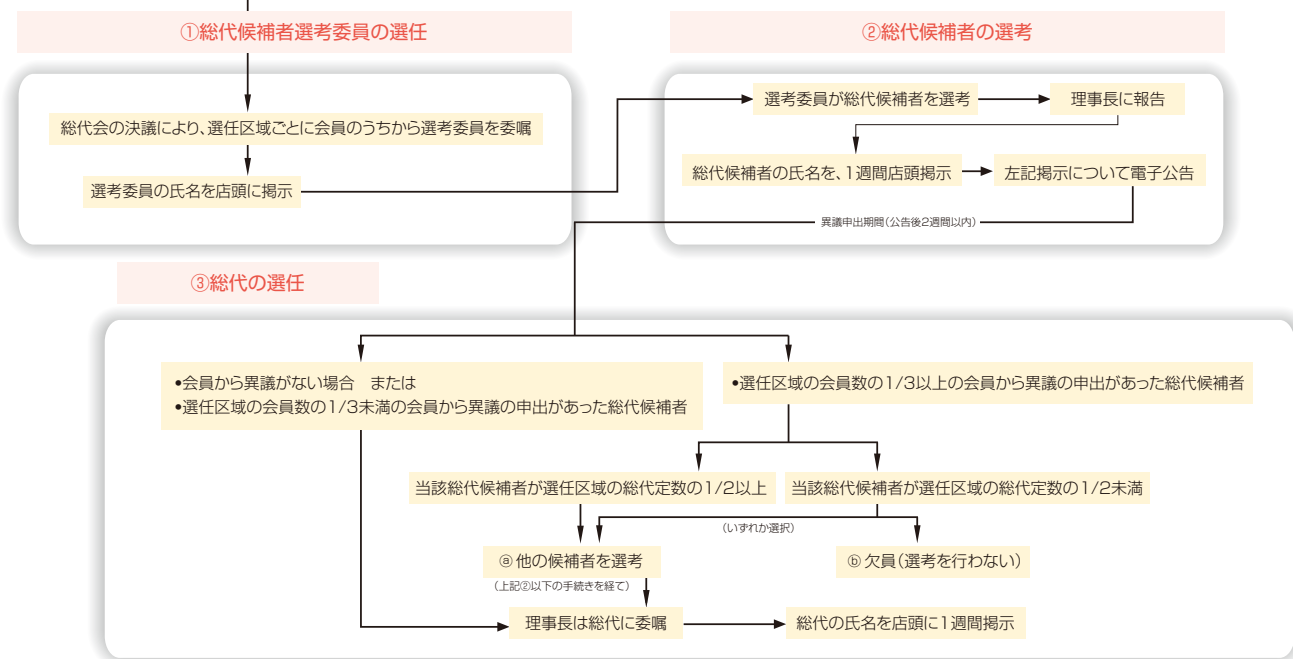


■主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、株式会社 日本政策金融公庫、独立行政法人 住宅金融支援機構等
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)(金庫(信用金庫及び信用金庫連合会))
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 金融等デリバティブ取引(⑤及び⑬に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑮ 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - ③ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑤ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

総代が選任されるまでの手続

地区を6区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



総代の氏名

任期 令和6年8月1日～令和9年7月31日

第1地区 (17名)	第2地区 (10名)	第3地区 (23名)	第4地区 (20名)	第5地区 (9名)	第6地区 (20名)
本店営業部 (17)	本町支店 (10)	東 (14)、桜ヶ丘支店 (9)	金山 (6)、加茂野 (6)、美濃 (6)、みのかみ支店 (2)	長森 (6)、三輪 (2)、各務原支店 (1)	山王通 (14)、山田支店 (6)
関市	関市	関市	下呂市・美濃加茂市・美濃市	岐阜市・各務原市	関市
大野 武志 ⑤ 長村 義次 ⑥ 各務 剛児 ④ 加藤 照彦 ③ 亀澤 洋一 ① 川嶋 紹市 ⑦ 内藤 千春 ⑦ 野田 康彦 ⑧ 長谷川 智広 ① 長谷川 尚彦 ① 羽田野 繁 ⑤ 羽田野 道明 ⑨ 服部 義成 ① 東谷 好司 ③ 福田 博光 ① 洞田 禮彰 ⑨ 山口 順司 ①	浅野 欽一郎 ⑨ 梅田 憲生 ③ 岸田 英三 ③ 河村 郁男 ② 後藤 哲郎 ⑤ 竹内 一朗 ④ 土屋 勤 ⑧ 長沼 岳史 ① 丹羽 克彦 ⑨ 平林 邦佳 ③	石垣 明広 ① 石原 邦泰 ⑥ 金子 哲夫 ③ 亀山 直央 ① 河上 智子 ① 工藤 智 ① 小石 利晴 ③ 齋藤 康彦 ④ 坂井 貞治 ① 左高 武史 ② 島田 亜由美 ① 鈴木 良春 ⑧ 炭竈 勝美 ② 炭竈 登 ② 高井 良祐 ⑧ 多治見 良樹 ② 田中 彰 ③ 塚原 良則 ① 長谷部 広貫 ⑦ 東山 勝 ③ 安田 昇 ⑤ 山本 義樹 ⑤ 渡辺 英人 ④	大岩 正美 ① 小川 竜生 ③ 奥田 篤史 ① 景山 昌治 ⑥ 河尻 和憲 ⑦ 河尻 吉雄 ④ 佐藤 武彦 ⑥ 清水 守 ⑦ 竹腰 鋭司 ⑦ 田代 義文 ① 田中 隼人 ② 千田 栄蔵 ④ 辻 守重 ⑥ 土本 恭正 ③ 中島 睦稔 ① 西川 抄織 ② 福島 康貴 ④ 山内 茂義 ⑤ 山口 英徳 ③ 若尾 達也 ②	浅野 友之 ⑤ 内海 幸三 ③ 北川 眞澄 ⑤ 黒田 昌彦 ① 小林 一彦 ③ 澤田 栄一 ② 村瀬 尚宏 ③ 柳原 克弥 ④ 山口 憲男 ④	足立 朋弘 ③ 小川 優二 ⑥ 尾関 郁夫 ⑤ 金森 元美 ② 酒井田 純二 ⑤ 酒井田 雅一 ⑥ 酒井田 明広 ⑤ 佐藤 正勝 ③ 杉本 富夫 ⑥ 高木 登久 ① 多田 壽夫 ③ 田上 仁 ① 常川 雅通 ④ 西村 博己 ⑥ 平田 浩志 ⑥ 福田 克則 ④ 堀部 哲夫 ⑧ 森 秋彦 ③ 山谷 庸二 ① 吉田 哲也 ①

※氏名の後の数字は総代への就任回数 令和7年6月30日現在

(五十音順 敬称略)

会員の皆様の声を金庫経営に反映させる取り組みについて

一般の会員の皆様の声を金庫の経営に反映させるために、会員の皆様へアンケート葉書を郵送し、ご意見・ご要望をお寄せいただいております。お寄せいただきましたご意見等については、総代会において発表し、回答をさせていただきます。

〈総代の属性別構成比〉

職業別：法人・法人代表者97.98%、個人事業主2.02%、個人0.00%
 年代別：70代18.18%、60代46.46%、50代32.32%、40代3.03%
 業種別：製造業59.60%、卸・小売業12.12%、建設業13.13%、
 その他サービス業12.12%、不動産業0.00%、その他3.03%

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に関して、12項目を「内部管理基本方針」として理事会で決議し、内部管理態勢の整備に取り組んでおります。

- I. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- II. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- III. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- IV. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- V. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ②当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- VI. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- VII. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- VIII. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- IX. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - ①当金庫の理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ②当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
- X. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- XI. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- XII. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

反社会的勢力に対する基本方針

私ども関信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1)当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (2)当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3)当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- (4)当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5)当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

貸出運営に関する方針

当金庫は、「地域に密着した営業活動を通じて、地域社会の発展と繁栄に貢献する」という基本理念に基づき、また、信用金庫業務の公共的使命を踏まえつつ、中小企業や個人の皆様方を対象として、さまざまな金融ニーズにお応えできるよう努力しております。

事業を経営される皆様へは、事業に必要な設備資金・運転資金を、個人の皆様に対しては、住宅資金・教育資金等生活向上に役立つ資金をご融資するなど、「地域になくってはならない金融機関」としての役割を果たしていきたいと考えております。

個々の貸出に際しては、渉外活動を通じて様々な情報を収集し、信用状況や事業計画の妥当性などを充分検討すると同時に、全体の貸出運営については、特定の業種やお客様に偏ることなく、分散したバランスの取れた運用配分に心がけ、貸出資産の健全性を維持、向上させていきたいと考えております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

関信用金庫は、資産運用、資産形成におけるお客さま本位の業務運営を実現するため基本方針を制定し、お客さまに商品・サービスを提供するために、お客さま本位の業務運営を実践します。

- 1. お客さまのニーズに適した商品・サービスの提供**

お客さまのライフプランやニーズにお応えするため、商品ラインナップの整備を図ります。
お客さまのニーズをお伺いしたうえで、金融商品に関する知識・経験・財産の状況等を踏まえ、お客さまの目的に合わせた最適な商品のご提案を行います。
- 2. 利益相反の適切な管理の徹底**

お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益を損なうことがないよう利益相反の管理を徹底します。
- 3. 重要な情報の分かりやすい提供**

お客さまへの金融商品の提供にあたり、リスクとリターンの関係や手数料等の重要な情報について、適切な資料に基づき分かりやすい丁寧な説明を行います。
- 4. 職員に対する適切な動機づけの枠組みの整備**

お客さまの最善の利益を図り、お客さまの多様なニーズにお応えできるように職員の知識や専門能力、職員のコンプライアンス意識を高めるための研修や教育等を実施します。

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上のために継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の信頼確保に努めつつ、説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明及びリスク説明を行います。
 2. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情について、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めます。
 3. 当金庫は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、適切に管理します。
 4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めます。
 5. 当金庫は、お客様と行う取引について、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理するとともに、お客様の利益が保護されるよう努めます。
 6. 当金庫がお客様保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務を適切に管理します。
- ※本方針において「業務」とは、与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等お客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。
- なお、顧客保護等管理に関してのご意見・苦情その他ご不明な点はお取引の営業店もしくは下記のリスク統括部までお問い合わせ下さい。
 【お問い合わせ窓口】 〒501-3893 関市東貸上12番地の1 関信用金庫 リスク統括部 コンプライアンス課
 【フリーダイヤル】0120-21-8156 【受付時間】当金庫営業日 9:00～17:00

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は
当金庫営業日（9:00～17:00）に
営業店
（電話番号は22ページ参照）または
リスク統括部 コンプライアンス課
（電話：0120-21-8156）に
お申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にリスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、

東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 の仲裁センター等に
（電話：03-3581-0031） （電話：03-3595-8588） （電話：03-3581-2249） お取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部」にお尋ねください。

預金保険制度

預金保険制度の対象となる預金等の範囲について

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。預金保険制度により、当座預金や無利息型普通預金等（決済用預金）は、全額保護されます。

定期預金や有利息型普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

それを超える部分は、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

〈保護される預金等の範囲〉

預金等の種類		保護される預金等の額
なる預金等 保護の対象となる	決済用預金	当座預金、無利息型普通預金等
	一般預金等	有利息型普通預金、定期預金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含む）、金融債（保護預り専用商品に限る）等
預金保険の対象外の預金等		外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）等
		全額保護
		合算して元本1,000万円（注1）までと破綻日までの利息等（注2）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われず（一部カットされることがあります）〕
		保護対象外 〔破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われず（一部カットされることがあります）〕

（注1）金融機関が合併を行ったり、事業のすべてを譲り受けた場合、その後1年間に限って、保護される預金等の範囲は、預金者1人当たり元本「1,000万円×合併に関わった金融機関の数」までとするの特例が適用されます（例えば、2行合併の場合は元本2,000万円までとその利息等）。

また、複数の金融機関が同一の金融持株会社の子会社である場合にも、一般預金等は、金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

（注2）定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすものも、利息と同様に保護されます。

せきしんのATM1日あたりのお引き出し限度額のお知らせ

近年振り込み詐欺が増加傾向にあり、また金融商品等を取引名目とした振り込み類似詐欺も横行しておりますので、不審な電話等があった場合にはご家族の方等に相談するなど十分ご注意ください。

当金庫では、お客様の被害を少しでも防止するため、ATMご利用時の1日あたりのお引き出し限度額を制限させていただいておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、個人のお客様にはセキュリティを強化した「生体認証付ICキャッシュカード」もご用意しておりますので、ご利用下さい。

なお、岐阜県内の信用金庫は高齢者を狙った詐欺被害を防止するための活動を連携して行っております。高齢者のお客様については一般のお客様とは異なる制限をさせていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【個人のお客様】

1. 対象口座 普通預金(総合口座)、貯蓄預金、カードローン
2. 対象取引 当金庫キャッシュカードによる現金のお引き出し、お振込み、お振替、デビットカードご利用代金の合計金額
3. 支払限度額 50万円(磁気ストライプ取引)
50万円(ICチップ取引)
1,000万円(生体認証取引)

※高齢者のお客様の詐欺被害を防止するため、70歳以上のお客様のうち過去1年間でキャッシュカードのご利用がない場合、支払限度額を10万円とさせていただきます。また、65歳以上のお客様のうち過去1年間でキャッシュカードによりATM振込のご利用がない場合、キャッシュカードによるATM振込についてはご利用いただけません。

【法人のお客様】

1. 対象口座 普通預金、貯蓄預金、カードローン
2. 対象取引 当金庫キャッシュカードによる現金のお引き出し、お振込み、お振替、デビットカードご利用代金の合計金額
3. 支払限度額 100万円(磁気ストライプ取引)

ATM操作により、1日あたりの磁気ストライプ取引限度額をお客様のご希望に応じて変更することができます。ただし、現在の設定額から減額する場合のみの変更となります。また、限度額の増額をご希望のお客様は、運転免許証などの本人確認書類およびお届印をご持参のうえ、お取引店窓口へお申し出下さい。

その他の金融機関のキャッシュカードをご利用の場合

その他提携金融機関の1日あたりの限度額はお取引金融機関の定めた限度額となります。

カード・通帳の保管・使用について

●カード・通帳等の保管・使用には十分ご注意ください。●暗証番号については厳重に管理してください。

・暗証番号には他人から類推されやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー等の利用は避けください。類推されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。

・通帳・証書と印鑑は必ず別々に保管してください。

・カードの偽造・変造等の事件が多発しておりますので充分ご注意ください。また、何かお気付きの点がありましたらご連絡ください。

当金庫の盗難・偽造カード補償にかかる取組について

カードや通帳、証書などが紛失・盗難にあわれた場合には、至急取引店までご連絡ください。取引停止の手続きをさせていただきます。

当金庫本支店受付時間 平日 8:30～17:15 ※各営業店の電話番号は「店舗・地区一覧」(22ページ)をご参照ください。

みのかも支店受付時間 月・火・木・金・土 8:30～17:15

上記当金庫受付時間外の場合は、下記監視センターで受付いたします。

しんきんATM監視センター (052-203-8299)

お電話にてご連絡をいただいた後、正式な届出(喪失届)が必要となりますので、お早めにご来店ください。

預金等の不正な払戻し等による被害補償について

偽造・盗難カード、盗難通帳を用いた預金等の不正な払戻しおよびインターネットバンキングを利用した不正な資金移動等による被害について、原則として当金庫が補償いたします。ただし、お客様の故意による場合またはお客様に「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード、盗難通帳等、インターネットバンキング被害のどれも補償されません。また、お客様に「過失」があった場合は、偽造カードは被害額の全額、盗難カード、盗難通帳等は被害額の75%相当額が補償されますが、インターネットバンキングによる被害はお客様の被害にあわれた状況等を踏まえ当金庫において個別に判断させていただきます。

なお、盗難カード被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って30日までです。

	重大な過失	過失		重大な過失	過失
偽造カードによる被害	×	全額補償	盗難通帳等による被害	×	75%補償
盗難カードによる被害	×	75%補償	インターネットバンキングによる被害	×	お客様の被害にあわれた状況等を踏まえ、当金庫において個別に判断をさせていただきます。

※「×」は保証いたしかねる場合があります。

※上記、インターネットバンキングによる被害の補償は、個人のお客様の場合です。法人のお客様につきましては当金庫ホームページでご確認ください。

当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、基本方針を定め、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、信用金庫職員として高い倫理観を持って行動するよう努めています。

コンプライアンス基本方針

「せきしん」が、法令や規定、ルールを的確に遵守することは無論のこと、更に倫理規範をも含んだ社会的規範を全うし、地域社会に貢献することで信頼を得ることを基本方針とし、役職員一人ひとりが日々業務運営の中で、又私生活においても「行動綱領」に則り、着実に実践する義務がある。

コンプライアンス態勢

当金庫のコンプライアンス態勢は、統括部署としてリスク統括部を設置し、各店舗にコンプライアンス担当責任者を配置、より高い企業倫理の構築とコンプライアンス重視の企業風土を醸成し、コンプライアンスの実効性を確保することとしています。

コンプライアンスに係わる活動

年度ごとのコンプライアンス・プログラムに沿って、役員による営業店指導や全役職員向けのコンプライアンス研修会を開催するほか、各店舗の取組みとして勉強会を開催するなど、適切な業務運営に向けた取組みを進めています。

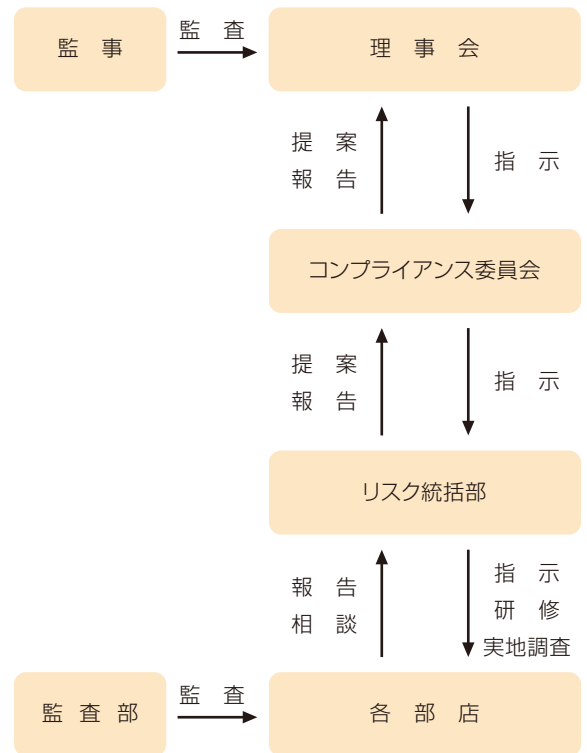
コンプライアンス・カード

コンプライアンス重視の企業風土を役職員に定着させるため、役職員一人ひとりが携行する「コンプライアンス・カード」を作成し、朝礼時等に役職員全員で唱和することにより、コンプライアンス意識の高揚に努めています。

ホットライン(内部通報等窓口)の設置

ホットラインを金庫内に設置し、不祥事件の早期発見・再発防止に努めています。

コンプライアンス組織図



【ハラスメント防止宣言】

私は、次のことを宣言します。

- ◆各種ハラスメント行為を絶対に容認いたしません。
- ◆各種ハラスメント行為は絶対に見過ごしません。
- ◆被害者及び通報者の労働条件・就業環境を守り個人の尊厳を損ないません。

【コンプライアンス宣言】

私は、次のことを宣言します。

- ◆社会の法令・庫内ルールを守ります。
- ◆金庫に迷惑をかけません。
- ◆飲酒運転は絶対にいたしません。
- ◆家族が悲しむことは絶対にいたしません。

当金庫のマナー・ローンダリング等防止・金融犯罪対策に関する取組み

当金庫では、マナー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関し、管理規程、基本方針を定め、経営の重要課題と位置づけております。対策には担当役員を任命し必要な権限を付与するとともに統括部署を定め、お客様の大切な財産を保護するため対策を強化しております。

今後も国際情勢の変化や特殊詐欺等の様々な金融犯罪の複雑化、巧妙化が予想されます。

当金庫は、対策に関する法令を遵守し、直面するリスクを評価するとともに、以下のとおり低減措置を講じ取組んでまいります。

- 部門横断的な組織態勢の構築
- 業界団体、中央機関と連携した態勢充実
- 対策に関する手続等を整備するとともに適時適切なリスク評価の実施
- マナー・ローンダリング等に関する疑わしい取引の届出、資産凍結等の措置
- 役職員への指導、研修等を通じて重要性、役割の周知徹底
- 各種手続等対策についての有効性検証の実施及び対策の見直し

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報の保管・廃棄について

当金庫は、「債権書類管理システム」「伝票等管理システム」を利用して、お客様から提出していただいた大切な融資関係書類や日々のお取引の証拠となる伝票等を、本部において全部店一括して保管しております。保管している書類等は、年1回棚卸しをして保管状況を確認しております。

また、書類等には各々保存期間を定めており、保存期間を経過したものは毎年定期的に一括廃棄しております。なお、書類等の破棄にあたっては「秘密保持契約」を交わした委託先業者を通して、安全かつ確実に廃棄処理しておりますので、安心してお取引ください。

サイバー・セキュリティへの対応

昨今の情報化の目覚ましい進歩に伴い、情報システムの役割はますます重要となり、コンピュータが処理する情報資産は金庫運営にとってなくてはならないものとなっています。

そのため、コンピュータセキュリティインシデント(※1)発生時における業務やお客さまへの影響を極小化し、サイバー攻撃に関するリスクを軽減する機能として、サイバー攻撃対策委員会を設置しております。この委員会は、コンピュータセキュリティに係る対応組織である金庫内「CSIRT(※2)」の役割をもっています。

※1 コンピュータセキュリティインシデントとは、コンピュータセキュリティに関する人為的事象で、意図的及び偶発的なもの、あるいはその疑いのあるものを含み、コンピュータ資源の不正使用、サービスの妨害行為、データの破壊、意図しない情報の開示、さらにそれらに至るための行為や事象等を指します。

※2 CSIRT(シーサート)とは、Computer Security Incident Response Teamのことを言います。サイバー攻撃等への対応や対策活動を行う組織を指します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせるにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢

金融の自由化・グローバル化の進展に伴い、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等金融機関を取り巻く各種リスクは一段と複雑化、多様化しており、従来以上に適切なリスク管理を行う必要があります。このような状況の中、当金庫では統合的リスク管理態勢の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、「統合的リスク管理に関する基本方針」を定め、経営の健全性・安定性を確保するため、統合的リスク管理の統括部署として理事長を委員長とするALM委員会を設置し、いかなる金融環境の変化にも対応できるよう資産・負債並びに収益を総合的にコントロールできる強固な管理態勢を整備するよう努めています。

1. 信用リスク

信用リスクとは、お客様の財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では貸出取引に対し、資産の健全性確保のための「決算書問題点発見型システム」、「不動産担保評価システム」、「信用格付システム」等の活用による客観的な信用リスクの把握を行うと同時に、自己査定基準に基づく厳正な資産査定を実施し、その結果による適正な償却引当を行っています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、市場金利・株価・為替等の様々な経済的要因の変動により、保有する資産の価値が変動し当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、市場金利・株価・為替等要因ごとにリスクの計量化を行い、それを定期的に開催されるALM委員会に報告しています。また、有価証券運用にあたっては、過度に偏った投資を控え、分散投資に心がけると同時に、リスク管理部門との相互牽制態勢を取るとともに、市場の変化に柔軟に対応できるよう管理しています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引、あるいは著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当金庫が損失を被るリスクです。

流動性準備保有額については、定期的に開催されるALM委員会に報告し管理を行っています。また、資金運用においては、市場環境を的確に分析し、資金の調達状況や調達可能額を把握し、適切かつ安定した資金繰り態勢を維持するよう努めています。

4.オペレーショナル・リスク

(1)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクです。
当金庫では、事務統括部を中心として事務管理態勢の充実、正確な事務処理の励行及び事故防止に努め、法令等に従った事務手続きの整備、留意事項の周知等、営業店と連携し役職員のレベルアップを図っています。

(2)システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用、諸機器の故障等により当金庫が損失を被るリスクです。
当金庫のコンピュータシステムは、信用金庫の業態で組織する「しんきん共同センター」に加盟しています。全国規模では東日本と西日本に接続する2箇所のシステムセンターを構築し、緊急時には相互補完をする仕組みとしています。
金庫内の態勢として、万一の緊急事態発生に備え「コンティンジェンシープラン」および「業務継続計画」を策定し、コンピュータシステムが利用不可となる地震等を想定した訓練を実施し被害の極小化や代替手続等の総合的管理を行っています。

(3)法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規定等に違反する行為並びに、その恐れのある行為が発生することにより当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。
新規業務・新規商品の取扱を開始する際には、事前にリーガルチェック(法令等に違反しないか等を点検)を行うとともに、関連するリスクについて検討し、法令等に違反しないよう厳格な管理を行っています。

(4)人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)及び差別的行為(各種ハラスメント)等を起因とする紛争等により、当金庫が損失を被るリスクです。
コンプライアンスを経営の基本とし、職員との個人面談、自己申告書の提出等を通じて、風通しの良い職場の創造に努めています。

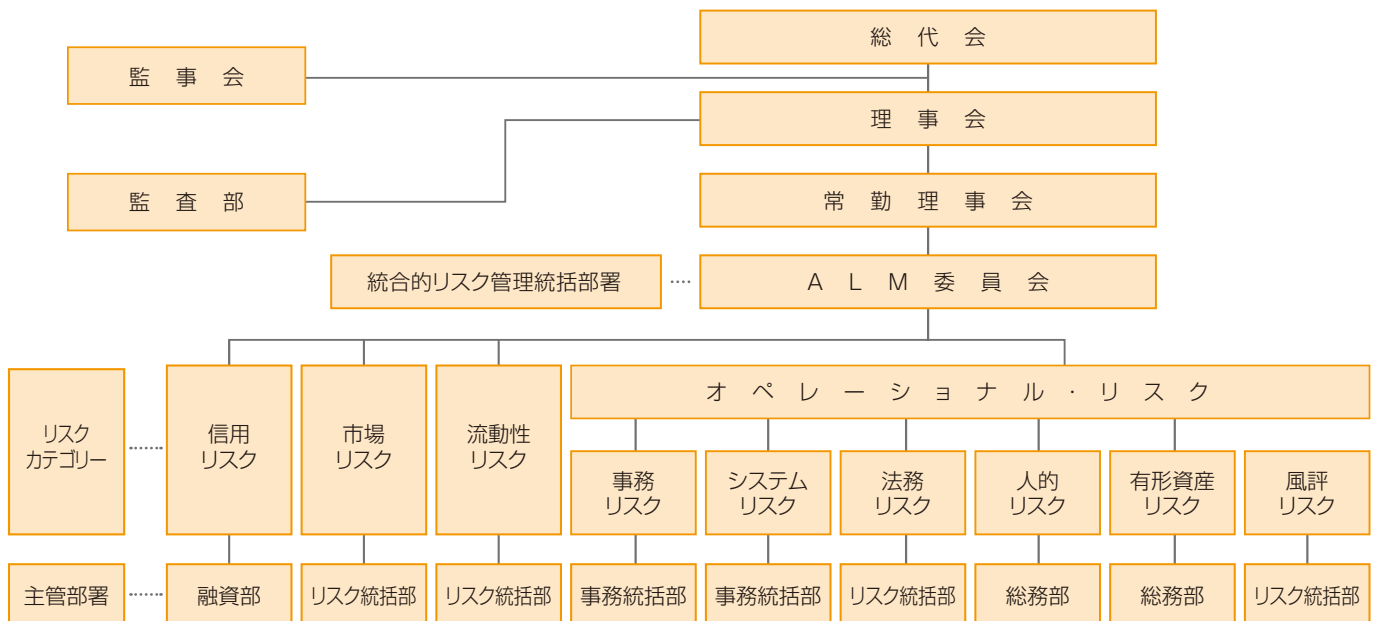
(5)有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクです。
大規模災害に備えて、オンラインダウンのみならず、営業店や本部の建物・設備等の資産についても毀損・損害を想定した対策訓練を実施しています。

(6)風評リスク

風評リスクとは、金融機関の評判を形成する内容が劣化し、当金庫の評判が低下するリスクです。
営業店との報告・連絡・相談態勢を強化し、どんな些細な風評でも「お客様の声」にて報告させ、その内容につき関係部署との連携・協力のうえ、早期対応・解決に努めています。

統合的リスク管理体制図



金融仲介機能の発揮について

1.取引先企業の経営改善や成長力の強化

メインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先、及び、同先に対する融資額の推移

(単位:社、億円)

	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
メイン先数	1,670	1,663	2,052	1,889	1,872
メイン先の融資残高	497	472	618	591	581
経営指標等が改善した先数	971	1,306	1,044	921	793
経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	373	464	427	338	279

2.取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

①貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

(単位:社)

令和7年3月			
条件変更総数	好調先	順調先	不調先
94	26	52	16

②当金庫が関与した創業、第二創業の件数

(単位:社)

令和7年3月	
創業件数	第二創業件数
5	0

③ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額

(単位:社、億円)

令和7年3月						
	総数	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数	1,764	114	523	902	131	94
事業年度末の融資残高	625	19	236	305	20	45

3.担保・保証依存の融資姿勢からの転換

(事業資金について)事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

(単位:社、億円、%)

令和7年3月		
	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	92	13
上記計数に占める割合	5.2%	2.0%

令和6年度の主な取組実績

<最適なソリューションの提案>

項目	取組目標	取組実績
創業・新事業支援	①創業 新事業者への経営相談支援 ②外部機関との連携を強化する	①創業・新事業者に対して、経営相談支援を行い、創業計画の策定支援を行った。また、必要に応じて金融支援を行った。実績23先 内、金融支援7先 ②関市ビジネスサポートセンター(Seki-Biz)を中心に、特定創業支援等事業に取り組んだ。実績2先
成長が見込まれる企業への経営相談支援	①中小企業支援施策・公的補助金事業の申請支援 ②外部支援機関と連携した支援	①「事業再構築補助金」「ものづくり補助金」「経営力向上計画」「先端設備等導入計画」を中心に申請支援を行った。実績31先 ②関市ビジネスサポートセンター(Seki-Biz)を中心に外部支援機関と連携して支援を行った。実績72先
経営改善支援	①経営支援先29先を認定し、経営改善計画策定先とともに債務者区分のランクアップを図る ②債務者区分に応じた経営改善計画の策定支援 ③条件変更債権を有する顧客企業に対する債権正常化に向けた支援	①経営支援先、経営改善計画策定先の債務者区分ランクアップ 実績1先 ②経営改善計画の策定支援 実績7先 ③条件変更債権の正常化支援 実績0先
事業承継支援	①事業承継の準備が必要な先に対する啓発活動 ②外部機関との連携を強化する	①関市が主催する「事業承継相談会」にて、外部連携機関として参加した。実績2先 ②岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター等外部機関と連携して支援を行った。実績8先

地域の面的再生への積極的な参画

項目	具体的な取組策
成長分野の育成への取組み	①ビジネスプラス展 in SEKI 2024の開催 ②他地域への「ビジネスフェア」への出展企業募集 ③信金中央金庫、各種団体との連携 ④SDGsへの取組み支援
地方自治体による地域活性化プロジェクトへの参画	①地方版総合戦略会議等への人材の派遣 ②各種セミナーの共同開催 ③地方創生プロジェクトへの人材派遣 ④関市ビジネスサポートセンターへの人材派遣

地域やお客様に対する積極的な情報発信

項目	具体的な取組策
地域密着型金融に対する情報発信	①ディスクロージャー誌における地域密着型金融推進活動の開示 ②ホームページにおける地域密着型推進計画および進捗実績の開示 ③各種セミナー、イベント等の案内についてホームページへの掲載 ④景気動向調査レポートの充実

経営改善支援の取組実績 【令和6年4月～令和7年3月】

(単位:先数)

(単位:%)

	期初債務者数(A)	うち経営改善支援取組先数(a)	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数(β)	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数(γ)	aのうち再生計画を策定した先数(δ)	経営改善支援取組率(a/A)	ランクアップ率(β/a)	再生計画策定率(δ/a)
正常先①	1,937	1		0	1	0.1%		—
要注先②	384	20	0	18	12	5.2%	0.0%	60.0%
うち要管理先③	8	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先④	81	7	1	5	5	8.6%	14.3%	71.4%
実質破綻先⑤	39	1	0	1	0	2.6%	—	—
破綻先⑥	3	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	515	28	1	24	17	5.4%	3.6%	60.7%
合計	2,452	29	1	24	18	1.2%	3.4%	62.1%

注) 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
 ・経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含んでいますが、βには含んでいません。
 ・期初に債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注先」にランクアップした場合はβに含んでいます。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については、(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分にしたがって整理しています。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでいません。
 ・みなし正常先については正常先の債務者に計上しております。
 ・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

<地域経済の活性化に向けた活動>

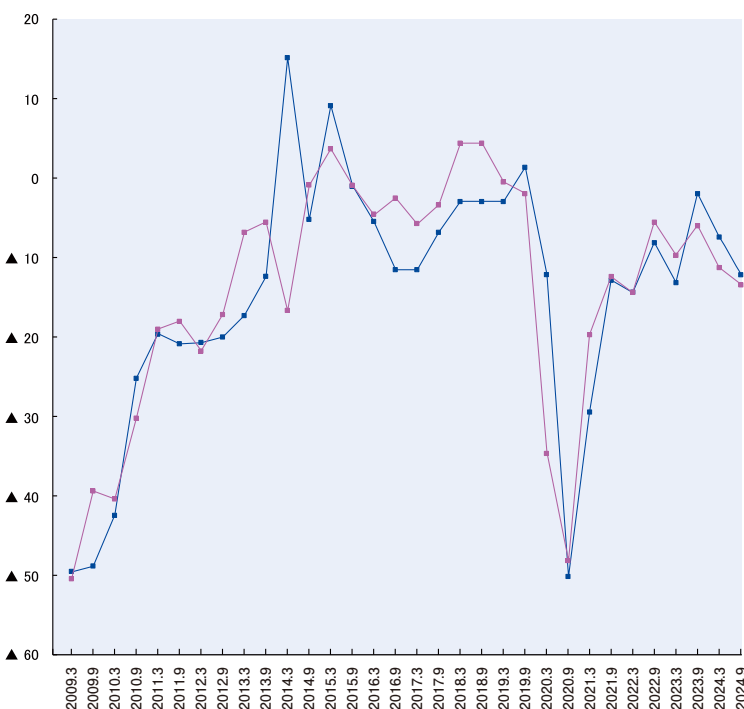
貢献策	実績
関市、関商工会議所と連携した関市ビジネスフェアの開催	連携事業として、関市ビジネスフェア「ビジネスプラス展 in SEKI 2024」を開催し、2日間で5,100人の来場者を誘致できました。
全国の信用金庫が連携したビジネスマッチングサイトである「よい仕事おこしネットワーク」への会員登録推進	令和元年7月より令和5年3月末までに取引先135先が登録しています。
関市役所と関商工会議所と共催にて脱炭素セミナーを開催	令和6年11月26日に脱炭素セミナーを開催し、90名の方に参加して頂きました。

景気動向調査

当金庫では平成12年3月より、岐阜県関市を中心とした中濃地域において、お取引先の製造業・卸売業・小売業・サービス業・建設業・不動産業の6業種から抽出させていただいた224社を対象として、四半期ごとにアンケート調査を実施し、「景気動向調査レポート」を発行しています。

総合業況判断指数(DI)の推移

●実績 ●予測



令和7年3月版 VOL.101

せきしん景気動向調査レポート

地域内の主な経済指標の推移		1月		2月		3月					
主要指標		前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比				
人口及び世帯数	関市	人	83,930	-94	-889	83,770	-160	-906	83,688	-82	-875
	世帯数	36,539	-8	262	36,473	-66	230	36,500	27	261	
	岐阜市	人	394,151	-235	-1,814	393,795	-406	-1,865	393,448	-299	-1,989
	世帯数	175,979	-17	860	176,042	64	1,044	176,101	59	1,070	
	美濃市	人	17,987	-40	-289	17,942	-45	-295	17,937	-5	-283
	世帯数	7,251	-24	-91	7,254	3	2	7,277	23	9	
	美濃川西市	人	56,960	-13	59	56,919	-41	30	56,907	-12	26
	世帯数	23,311	11	383	23,289	-22	350	23,325	36	352	
	各務原市	人	141,569	11	-737	141,439	-130	-748	141,352	-87	-747
	世帯数	58,975	49	671	58,994	19	673	59,030	36	690	
	岐阜県	人	1,910,941	-1,373	-16,542	1,908,960	-2,451	-17,060	1,908,407	-1,653	-17,079
	世帯数	799,811	150	5,398	798,892	-119	5,653	799,363	471	5,766	
住宅新着戸数	関市		19	3	11	26	7	-6	—	—	—
	岐阜市		236	83	103	163	-73	-116	—	—	—
	美濃市		1	-3	1	12	11	10	—	—	—
	美濃川西市		20	-24	8	26	6	3	—	—	—
	各務原市		-42	-35	6	63	21	-13	—	—	—
岐阜県		636	-26	123	734	98	-170	—	—	—	
雇用失業率	関市	有効求人倍率	1.27	0.06	-0.93	1.26	-0.01	0.04	—	—	—
	岐阜県内	有効求人倍率	1.64	-0.01	-0.96	1.57	-0.07	-0.11	—	—	—
	全国	有効求人倍率	1.34	-0.01	-0.91	1.32	-0.02	-0.02	—	—	—
企業倒産状況	関市	倒産数	10	-1	0	9	-1	3	8	-1	-3
	岐阜県内	倒産数(法人別)	693	-500	-694	492	-216	344	605	123	-338

参考資料：一関市人口動態、岐阜市市町村別統計人口・世帯数、岐阜県建設業統計等

令和7年4月発行 関信用金庫 経営企画部

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

Seki Shinkin Bank

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

せきしんフリーダイヤル 電話 0120-21-8156
融 資 部 電話 0575-21-1024

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	1,398件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	55.94%
保証契約を解除した件数	52件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ◎お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。
- ◎上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◎お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◎お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

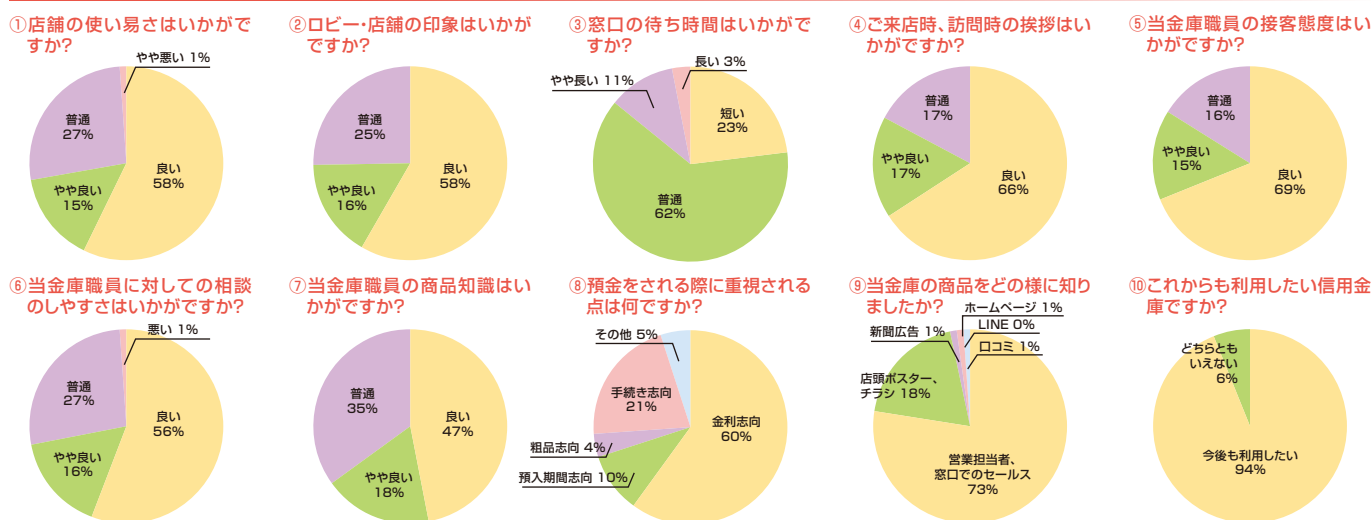
お客様アンケート調査結果のご報告

Seki Shinkin Bank

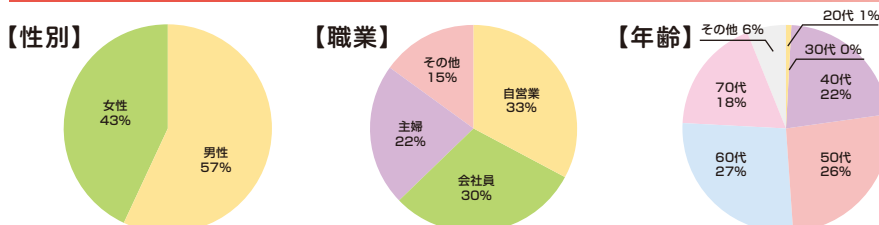
この度、当金庫ではお客様アンケート調査を実施いたしました。大変お忙しい中、アンケートにご協力賜りましたお客様には、あらためて御礼申し上げます。お客様からお寄せいただいた貴重なご意見・ご要望を今後の業務に反映させ、より満足いただける金融機関となるよう役職員一同邁進していく所存でございます。

- 1.調査期間 令和7年1月20日(月)～2月14日(金) 3.回収状況 260枚(配布数260枚 回収率100%)
2.調査方法 店頭窓口及び渉外担当者の直接訪問によるアンケート調査(お客様が封緘されたものを回収) 4.調査項目 全10項目

アンケート調査結果



ご回答賜りましたお客様について



せきしんのSDGs宣言

当金庫は、国連サミットで採択された「SDGs」(持続可能な開発目標)に賛同し、経営理念である「豊かな地域社会の繁栄に貢献」のもと、地域金融機関としてその役割を果たすべく、次の基本方針を掲げ、事業活動等を通じ、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(エスディーゼーズ)

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念とし、17のゴール・169のターゲットから構成されています。目標達成に向けて、政府だけでなく、各自治体、各諸団体、各個人等に役割があり、相互連携・協力することが求められています。

せきしんのSDGs宣言

1. わたしたちは、持続可能な開発目標に向け、地域のお客様と接する機会を積極的に創造し、地域の産業をサポートし、地方創生、持続可能な地域社会づくり・発展に努めてまいります。
2. わたしたちは、地域の諸団体と連携を深め、活気ある住みよいまちづくりに貢献してまいります。
3. わたしたちは、地域のお客様の生活向上に向けて、役職員全員がきめ細かい金融サービスを提供できるよう努めてまいります。

みのかも支店新規開店に伴い、太陽光発電を導入しました。

関信用金庫の店舗では初めて、太陽光発電を導入しました。



せきしんカーボンニュートラル・アクションプラン

関信用金庫は地球温暖化対策としてカーボンニュートラルを目指すとともに、地域金融機関として地域社会、お客様のカーボンニュートラルへの取り組みを支援していきます。

カーボンニュートラルへの主な取り組み

- 1. 電力使用量の削減
- 2. コピー用紙使用枚数の削減
- 3. 省エネ、温暖化対策に関する相談の受付
- 4. 補助金申請に対する支援
- 5. セミナー開催及び情報提供
- 6. お客様のカーボンニュートラル関連投資への金融支援

電力使用量削減目標

目標期間：2013年度～2020年度

目標：2020年度実績
基準(2009)年度比 **10.5%**削減

目標期間：2021年度～2030年度

目標：2030年度実績
基準(2009)年度比 **19.0%**削減

関信用金庫の電力使用量推移(kwh)

年度	使用量	2009年度比	削減率
2009	1,460,817		
2018	1,366,122	▲ 94,695	▲ 6.5
2019	1,233,078	▲ 227,739	▲ 16.0
2020	1,262,043	▲ 198,774	▲ 13.6
2021	1,244,259	▲ 216,558	▲ 14.8
2022	1,211,543	▲ 249,274	▲ 17.1
2023	1,070,185	▲ 390,632	▲ 26.8
2024	1,093,890	▲ 366,927	▲ 25.1

2009年度比で
電力使用量を
25.1%
削減しています。

主な取り組み事例



ゴール 1. 貧困をなくそう

- ①「こどものみらい古本募金」実施



ゴール3. すべての人に健康と福祉を

- ①関信用金庫 学童軟式野球・スポ少バレーボール大会の開催
- ②公益財団法人せきしん地域振興協力基金による各種団体への助成事業の実施
- ③年金受給指定のお客様を対象とした暮らしに関するセミナーを開催
- ④認知症サポーター養成講座の実施
- ⑤関市と連携した「事業所従業者等生活資金融資」を発売
- ⑥「エコキャップ回収活動」の実施



ゴール4. 質の高い教育をみんなに

- ①教育ローン「前途洋々」、教育カードローンの取扱い
- ②小学生低学年を対象とした金融教育「せきしんキッズスクール」の開催
- ③インターンシップ実習生の受入れおよび高校生を対象とした職場見学を実施
- ④教育資金一括贈与非課税制度に対応した専用口座の取扱い
- ⑤小学生高学年を対象とした「金融出前講座」の開催



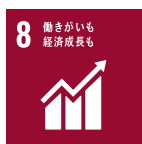
ゴール5. ジェンダーの平等を実現しよう

- ①「関市女性が働きやすい職場」に認定



ゴール7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- ①営業店等照明のLED化による省エネの推進
- ②エコ関連設備導入を伴うリフォームローンの金利優遇対応
- ③みのかも支店新規開店に伴い、太陽光発電導入



ゴール8. 働きがいも経済成長も

- ①取引先経営者で組織する「せきしん経済クラブ」の運営
- ②ワークライフバランスの推進
- ③地域諸団体との共催による講演会、セミナー、ビジネスプラス展の開催
- ④創業・新規事業資金に対応した「創業支援ローン」、「創業サポート」の取扱い
- ⑤特定店舗における「サンデーバンキング」の実施



ゴール9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

- ①名古屋大学、岐阜大学、岐阜高専、中部学院大学との産学連携協定の締結
- ②「せきしん創業支援ローン」「せきしん地域支援ローン」の取り組み
- ③(株)商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務」における連携・協力に関する覚書の締結。
- ④岐阜関刃物会館と覚書の締結



ゴール10. 人や国の不平等をなくそう

- ①障がい者の方々に安心してご来店いただけるよう、全店に「クリアボイス」、「筆談ボード」、「杖ホルダー」、「ハンドセット付ATM」を設置



ゴール11. 住み続けられるまちづくりを

- ①近隣自治体との連携による「高齢者等見守り活動」の実施
- ②こども110番への参画
- ③地域内金融機関との連携による「一齐合同清掃活動」の実施
- ④地域内行事への清掃ボランティア活動の実施
- ⑤特殊詐欺被害防止に向けた注意喚起活動等の実施



ゴール12. つくる責任つかう責任

- ①ペーパーレス化推進等によるコピー用紙使用量の削減
- ②SNSを利用した各種パンフレット、通帳レス推進、電子媒体の有効活用と廃棄物の削減



ゴール13. 気候変動に具体的な対策を

- ①クールビズ、ウオームビズの実施
- ②当庫のCO2排出量測定のためe-dash(株)と契約
- ③取引先企業のカーボンニュートラル実現のため、e-dash(株)紹介業務取扱開始
- ④Gクレジットの森・応援パートナー登録



ゴール14. 海の豊かさを守ろう

- ①ビニール製から紙製の証書入れに変更することにより、海の脱プラを推奨
- ②粗品用ビニール袋を、バイオマスプラスチック配合率25%以上の袋に変更



ゴール15. 陸の豊かさを守ろう

- ①各種封筒使用量の削減と廃棄物の削減
- ②ペーパーレス会議システムの導入により、コピー用紙、廃棄物の削減



ゴール16. 平和と公正をすべての人に

- ①マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み
- ②振込詐欺、特殊詐欺撲滅に関する注意喚起活動、被害防止・阻止活動への取り組み



ゴール17. パートナリシップで目標を達成しよう

- ①名古屋大学、岐阜大学、岐阜高専、中部学院大学との産学連携協定の締結
- ②地域各種団体との連携による課題解決型事業支援の推進
- ③近隣地公体との地方創生に関する包括連携協定の締結
- ④東京海上日動火災保険(株)と「SDGs推進に関する包括連携協定」の締結
- ⑤「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」の「シルバーパートナー」に登録

職員が積極的にボランティア活動を実施しています

■「関まつり」



■「刃物の町関シティマラソン」



■「関刃物まつり」



ビジネスプラス展 in SEKIを開催しました。



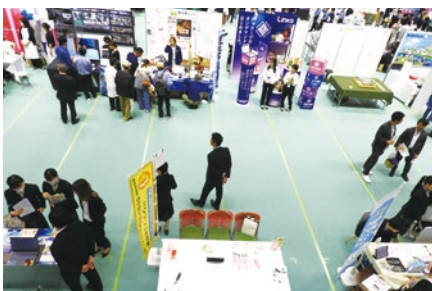
当庫職員が受付を担当しました



関信用金庫のブース



会場風景



会場風景



会場風景



会場風景

2024年度の歩み

- 令和6年
 - 4月～5月 「第15回関信用金庫杯学童軟式野球大会」開催
6年生の部 優勝 金竜野球スポーツ少年団
5年生の部 優勝 関中央フェニックス
 - 5月 「Gクレジット」認証授与式
「みのかも支店」オープン
「ビジネスプラス展 in SEKI 2024」開催
 - 8月 「第7回関信用金庫杯スポ少バレーボール大会」開催
優勝 洞戸ジュニアバレーA
 - 11月 関市・関商工会議所と共催による「脱炭素実践セミナー」開催
- 令和7年
 - 1月 「新春 キッズ感謝デー」開催
「新春経済講演会」開催

せきしん経済クラブ

令和7年3月末会員数:300名

- 令和6年
 - 6月21日 **フレッシュ社員研修会**
【講師:石崎 友子氏(有限会社クリエスパイシー)】

 - 9月6日 **講演会**
「世界への挑戦」
【講師:寺川 綾氏(スポーツキャスター)】
 - 11月22日 **第41回定期総会・講演会・懇親会**
「明るく、元気に、一生懸命」
【講師:林家 正蔵氏(落語家)】

- 令和7年
 - 3月21日 **講演会**
「ニトリで学んだ人材マネジメント」
【講師:永島 寛之氏(トイトイ合同会社代表社員)】


年金寿会

当金庫で年金受給の振込指定をいただいているお客様の会です。

会員数は12,853名(令和7年3月末現在)で以下のような様々な特典をご用意しています。

- 令和6年
 - 10月 観劇旅行開催
行先:御園座
公演名:「御園座錦秋花形歌舞伎」
- 令和7年
 - 1月 第15回暮らしいきいきセミナー開催
 - 3月 一泊二日旅行開催
旅行先:月岡温泉『華鳳』に泊まる越後の旅(新潟)
日帰り旅行開催
旅行先:竹林 南門別邸の昼食と一休寺(京都)

福祉・文化・スポーツへの支援活動

公益財団法人せきしん地域振興協力基金を創設し、毎年地域内の文化的社会的事業に対し助成金を交付しております。過去の事業件数は635件、助成額は64,125,000円です。

公益財団法人せきしん地域振興協力基金助成実績

(設立年月日/平成4年7月)

	事業件数	助成額合計(円)
2年度	12	1,460,000
3年度	13	1,760,000
4年度	29	2,250,000
5年度	31	1,860,000
6年度	30	1,810,000
助成総計	635	64,125,000

令和6年度 公益財団法人せきしん地域振興協力基金の助成事業

	助成事業	
産業振興助成事業	せきまちかど工房を支援する事業	
	関アウトドアズナイフショー2024	
	2024公募第37回全国和紙画展	
	第45回富加町民まつり開催事業	
	刀匠直伝ペーパーナイフ作り	
	小学生による長良川鉄道見学補助事業	
	ナガテツの車窓から	
	関市合併20周年記念 2024関にし秋の祭典in洞戸	
	社会生活環境整備事業	環境フェアせき2024
		第21回岐阜県玉入れ大会
関市合併20周年記念 2025刃物のまち関シティマラソン		
第48回中濃合唱祭		
2024春チェロコンサート		
市制70周年記念展 「未来に繋ぐ みのかもの70年」		
～ギフチョウの里～ 第47回ひだ金山清流マラソン		
第57回坂井杯争奪中濃地区剣道大会開催事業		
第57回中濃地区学童水泳記録会 第39回中濃地区水泳選手権大会 第53回中濃地区体育大会水泳競技大会		
関市合併20周年記念 第43回関市駅伝競走大会		
文化・スポーツ等	関市合併20周年記念 せきサイクル・ツーリング2024in板取川	
	アルケミストコンサートin関2024	
	げんきっすプロジェクト お楽しみ会	
	おんさいEXPO 2024	
	所蔵美術品保存活用事業 坪内節太郎展-芝居をみる-	
	ムーンライトコンサートin高澤2024	
	関市無形文化財 獅子舞大会	
	仙崖さんと隠山さんの足跡と魅力を探る 塚原遺跡・弥勒寺官衙遺跡のガイド	
	絵本の読み聞かせ おはなし会クリスマススペシャル	
	せきえほん制作プロジェクト まつやまたかしさんと絵を描こう!	
イベント及び人材育成事業	下呂市制20周年記念事業 「思うは招くで夢広がる 植松努さん ロケット教室&講演会」	

せきしんは、CSR(社会的責任)を常に考え、地域に積極的に貢献したいと考えています。

福祉への取組み「高齢者等見守り活動」

高齢者等の方が安心して暮らせる地域づくりへの貢献を目的として、関市役所高齢福祉課等と連携し、「高齢者等見守り活動」を行っています。

役職員全員が認知症サポーター養成講座を受講(平成25年～)しています。

高齢者等見守り活動協定先一覧

	協定先	協定締結日
関信用金庫	関市	平成25年 4月24日
加茂野支店	富加町	平成25年11月28日
同 上	美濃加茂市	平成25年12月 3日
同 上	坂祝町	平成26年 4月25日
山田支店	関市社会福祉協議会西部支部	平成25年 7月30日
各務原支店※	各務原市	平成25年12月26日

※各務原支店は各務原市金融協会として各務原市と締結

聴覚障がい者の方々にも安心してご来店いただけるよう、クリアボイス、筆談ボード、杖ホルダーなどのコミュニケーションツールを全店に導入しています。また、視覚障がい者の方々安心してご利用いただけるよう、「ハンドセット付きATM」を設置しています。

介護ベッドや車椅子の購入費用、浴槽や階段への手すりの設置費用等にご利用いただける「福祉プラン」、高齢者の方が健康で文化的な生活を営むためにご利用できる、「シニアライフローン」を発売しています。



いきいき笑顔！あなたのライフプランをサポート！

せきしん シニアライフローン

ご利用金額は 100万円まで

固定金利 年 3.50% 保証料含む

関信用金庫

働き方改革を推進しています。

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定されています。
「関市女性が働きやすい職場」に認定されています。(S級認定第1号)



環境問題への取組み

環境問題への取組みとして、夏のクールビズ、冬のウォームビズを実施しています。また、太陽光発電等のエコ関連設備の購入などにご利用いただける「リフォームプラン・エコ」「せきしんSDGsローン」等、環境を意識した商品を発売しています。

みのかも支店新規オープン



みのかも支店が令和6年5月7日に新規オープンしました。

各種相談会

当金庫では、お客様のいろいろなご相談にお応えできるよう「各種相談会」を開催しております。お気軽にご利用ください。

住宅借入金等特別控除に関する無料相談会

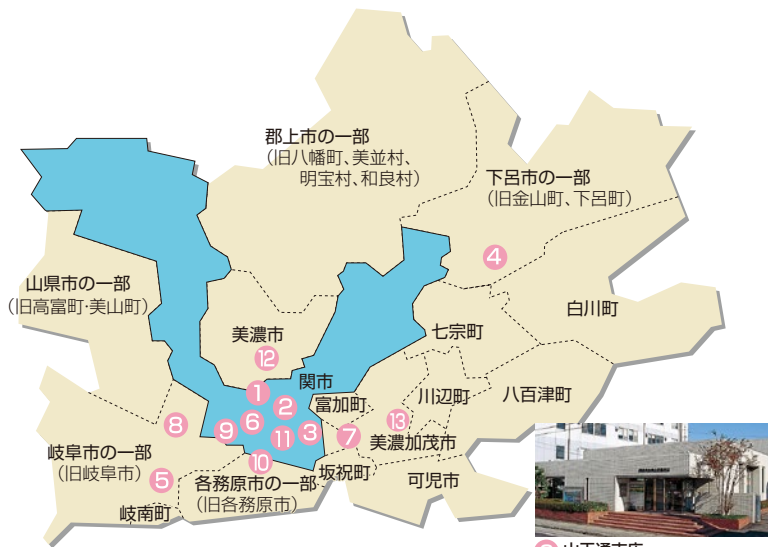
令和7年2月の除外日を除く各日曜日、本町支店サンデーバンキングに「住宅借入金等特別控除に関する無料相談会」を実施致しました。この相談会は事前予約とし、4日間で21名のお客様のご相談をお受けいたしました。

年金相談会

年金に精通した社会保険労務士が年間26回(各支店2回休日年金相談会2回)の相談会を開催いたしております。加入期間・受給見込額の調査・裁定請求書の記入方法・添付書類等いろいろなご相談をお受けいたします。

店舗・地区一覧

令和7年6月30日現在



2 本町支店
〒501-3886
関市本町2丁目21番地
TEL(0575)22-1251



3 東支店
サンデーバンク美施設
〒501-3822
関市市平賀451番地1
TEL(0575)22-0078



4 金山支店
〒509-1614
下呂市金山町大船渡591番地5
TEL(0576)32-3176



5 長森支店
〒500-8223
岐阜市海道2丁目6番1号
TEL(058)247-2811



7 加茂野支店
〒505-0052
美濃加茂市加茂野町今泉1554番地6
TEL(0574)26-6166



8 三輪支店
〒501-2576
岐阜市太郎丸新屋敷209番地
TEL(058)229-5511



1 本部
〒501-3893 関市東貨上12番地の1
TEL(0575)21-1021
本店営業部
TEL(0575)21-1020



6 山王通支店
〒501-3252
関市山王通2丁目2番25号
TEL(0575)24-1166



9 山田支店
〒501-3944
関市山田79番地の2
TEL(0575)28-5115



13 みのかも支店
土曜営業、水曜定休日
〒505-0027
美濃加茂市本郷町5丁目9番16号
TEL(0574)66-2424



10 各務原支店
〒504-0026
各務原市那加前野町4丁目128番地の2
TEL(058)371-3121



11 桜ヶ丘支店
〒501-3902
関市弥生町3丁目3番3号
TEL(0575)24-7711

ATM・貸金庫・夜間金庫一覧表

Seki Shinkin Bank

ATM・貸金庫・夜間金庫一覧表

令和7年6月30日現在

店名・設置場所	貸金庫	夜間金庫	平日			土曜	日曜・祝日	現金自動機器設置状況 (単位:台)		
			平日	土曜	日曜・祝日	土曜	日曜・祝日	令和5年 6月末	令和6年 6月末	令和7年 6月末
本町支店 関市役所(出) サンサンシティマーゴ(出)	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00 9:00~17:00	7:00~21:00 休	8:00~21:00 業	26	25	25		
本店営業部	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00	11	11	11		
東支店 パロー関ひがし(出)	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00 9:00~21:00	7:00~21:00 9:00~21:00	8:00~21:00 9:00~21:00	37	36	36		
金山支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
長森支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
山王通支店 パロー関緑ヶ丘店(出)	○	○	7:00~21:00 8:00~21:00	7:00~21:00 8:45~21:00	8:00~21:00 8:45~21:00					
加茂野支店			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
三輪支店			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
山田支店	○ 9:00~15:00		7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
各務原支店	○ 9:00~15:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
桜ヶ丘支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
美濃支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00					
みのかも支店 Vタウン芥見店共同(出) タチヤ関稲口店共同(出) パロー武芸川店共同(出) イオンタウン各務原共同(出) JRセントラルタワーズ共同(出) JRセントラルタワーズスカイシャル共同(出) 中部国際空港セントレア共同(出)			7:00~21:00 9:00~21:00 7:00~21:00 7:00~21:00 7:00~21:00 7:00~21:00 8:00~21:00	7:00~21:00 9:00~21:00 7:00~21:00 7:00~21:00 7:00~21:00 7:00~21:00 8:00~21:00	8:00~21:00 9:00~21:00 8:00~21:00 8:00~21:00 8:00~21:00 8:00~21:00 8:00~21:00					

*予告なく設置場所、稼働時間を変更する事がございます。詳しくはせきしんの窓口へおたずね下さい。

当金庫では、豊富な預金商品をご用意して地域の皆様の着実な財産づくりのお手伝いをさせていただいております。また、当金庫では今後とも、お客様のニーズにお応えするため新商品の開発やサービスの一層の充実に努力してまいります。

■総合口座等

商品名	内容	お預入れ期間	お預入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット、いざというとき500万円までの自動融資をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円単位
普通預金	公共料金の自動支払、給与、年金、配当金の自動受取りなど家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円単位
普通預金 教育資金一括贈与専用口座 「まごころ」	租税特別措置法による教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)からお孫さん等への教育資金の贈与が一定額まで非課税となる商品です。	令和8年3月31日 ※新規口座開設停止	1,500万円以内
貯蓄預金	預け入れ残高に応じて、5段階の金額階層別金利を適用します。	出し入れ自由 ※新規口座開設停止	1円単位
通知預金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	10,000円以上
納税準備預金	納税準備のための預金です。お利息は無税です。	お引出しは納税時 ※新規口座開設停止	1円以上
当座預金	手形、小切手の決済など、商取引に安全で便利な預金です。(無利息)	出し入れ自由 ※新規口座開設停止	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。利用方法は今までの普通預金と同様に、公共料金の自動支払、給与等の自動受取りもできます。	出し入れ自由	1円以上
譲渡性預金	余裕資金で大口の短期運用に有利な預金で、満期前に譲渡が可能です。	2週間以上2年以内	5,000万円以上 1,000万円単位

■定期預金

商品名	内容	お預入れ期間	お預入れ額
スーパー定期	個人の方で期間3年以上は半年複利がご利用いただけます。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金のお預け入れに便利な預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
期日指定定期預金	最長3年まで預けられ、1年後は1ヶ月前に満期日をご指定いただければいつでも引き出せる便利な定期預金です。	最長3年(据置1年)	1,000円以上300万円未満
笑顔300	当金庫年金受給者を対象とした上乗せ金利定期預金です。(スーパー定期での取扱いとなります)	1年	1人10万円以上300万円以内
福寿定期	当金庫年金受給者を対象とした上乗せ金利定期預金です。(スーパー定期での取扱いとなります)	1年	30万円以上1,000万円未満
財形貯蓄	毎月の給料やボーナスからの天引き積立です。「一般財形」「財形住宅」「財形年金」があります。	5年以上(一般は3年以上) ※新規口座開設停止	給与天引き1,000円以上

■定期積金

商品名	内容	お預入れ期間	お預入れ額
スーパー積金	毎月一定額を積み立て、満期日にまとまったお金になります。	1年以上5年以内(1年単位)	毎月1,000円以上

■期間限定商品

商品名	内容	お預入れ期間	お預入れ額	
定期預金	せしん退職金専用定期「ステップアップ36」	退職金を受取られた個人を対象に、スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金3年に限り金利を上乗せいたします。	3年	1人1口300万円以上 (お受取退職金の範囲内)
	特別金利定期「メリット」	個人および個人事業主の方を対象に、期間限定で金利を上乗せした定期預金です。	発売時に発表	1人1口10万円以上 1,000万円未満

当金庫では、地域のお取引企業を対象に商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越などにより事業資金の融資を積極的に
行う一方、地域の皆様の日常生活で必要とする資金の申し出に幅広くお応えできるよう数多くのローン商品をご用意しております。

■事業資金

商品名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
事業者カードローン	事業用資金にご利用いただけます。	2年更新	2,000万円以内
事業者ローン	事業用資金にご利用いただけます。	保証協会の定める期間	2億8,000万円以内
ビジネスアシスト500	カンタン手続き・スピード審査・担保不要でスピード感のある経営戦略のチカラになる事業資金です。	10年以内	500万円以内
ビジネスサポート	事業用資金やその借り換えにもご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
せきしん地域支援ローン	運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	7年以内	500万円以内
せきしん創業支援ローン	創業・新規事業の運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	運転 5年以内 設備 10年以内	500万円以内
創業サポート	簡単な申込で、スピーディに創業・新規事業の運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	7年以内	300万円以内
ビジネスプラスローンI	運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	運転 7年以内 設備 10年以内	I 5,000万円
ビジネスプラスローンII			II 2,000万円
ビジネスプラスローン(アドバンス)		運転 7年以内 運転(借換含) 15年以内 設備 20年以内	(アドバンス) 3,000万円
せきしんSDGsローン	SDGsや地球環境、労働環境に配慮した取組事業に対する事業資金(運転資金・設備資金)	運転 7年以内 設備 10年以内	1億円以内
省エネサポートローン	「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」を活用して、省エネ取組に関する事業資金にご利用いただけます。	10年以内	1億円以内
S S S ロ ー ン	支援機関を利用して取組む創業(事業)等の資金にご利用いただけます。	運転 7年以内 設備 10年以内	500万円以内

■住宅関連

商品名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
せきしん住宅ローン	住宅購入、新築、増改築、土地の購入、住宅資金の借り換え等にご利用いただけます。適用金利は「固定金利型」「変動金利型」「固定金利選択(変動金利、3、5、10年)型」からの選択となります。	50年以内	2億円以内
無担保住宅ローン	無担保にて、自宅の購入、新築、リフォーム(増改築・修繕)、またはリフォーム資金、住宅ローン資金の借換にご利用いただけます。	20年以内	2,000万円以内
無担保住宅ローン プ ラ イ ム			
リフォームプラン			
リフォームプラン プ ラ イ ム	無担保にて自宅のリフォーム(増改築・修繕)資金および諸費用、またはリフォームに関するローンの借り換え資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
リフォームプラン・エコ	無担保にて太陽光発電等のエコ関連設備の購入・設備資金やリフォーム関連の借り換え資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
リフォームローンプラス	無担保にてリフォーム関連資金や、住宅ローン及びリフォームローンの借り換え資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
住宅ローン 「住 ま い る」	住宅購入、新築、増改築・土地の購入、中古住宅の購入、マンションの購入、住宅資金の借り換え資金にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
フ ラ ッ ト 35	公庫買取型の長期固定金利住宅ローンです。 住宅・土地購入資金にご利用いただけます。	15年以上35年以下	8,000万円以内

■消費者ローン

商品名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
カーライフプラン	新車・中古車購入、車検、修理、借り換え費用、その他(税金、保険料、部品、パーツ・オプション購入取付費用、自動車保険費用、車庫設置費用及び教習所授業料等)にご利用いただけます。 (ネット販売物件も一部対象となります。)	10年以内	1,000万円以内
カーライフプラン プ ラ イ ム			
マイカーローン	新車・中古車・自動二輪車購入、車検、修理、借り換え費用、その他(運転免許証取得、車庫設置費用、タイヤ・カーナビ等車用品購入費用等)にご利用いただけます。	10年以内	800万円以内

営業のご案内

■消費者ローン

商品名	内容	ご融資期間	ご融資限度額
教育カードローン	大学・高等学校など各種学校の入学・在学時の教育に関する費用をカードローンにてご利用いただけます。	最長10年以内	300万円以内
前途洋々	学校等への納付金および就学にかかる付帯費用をカードローンにてご利用いただけます。	当座貸越:5年以内 証書貸付:10年以内	300万円以内
教育プラン	大学院、大学、短大、専修学校、各種学校、高専、高校への学校納付金、就学にかかる付帯費用にご利用いただけます。	16年以内	1,000万円以内
教育プライム			
マイホーム応援団	有担保で直接ご融資させていただいている住宅ローン利用者専用カードローンです。	3年更新	限度額最高300万円
福祉プラン	介護ベッドや車椅子の購入費用、浴室や階段への手すりの設備費用等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
カードローン	資金使途はご自由です。随時返済型・定額返済型からお選びいただけます。	3年更新	限度額最高100万円
せきしんきゃっするカードローン	お使いみち自由なカードローン。パートやアルバイトの方もご利用いただけます。	5年更新	限度額最高300万円
せきしんきゃっするフリーローン	お使いみち自由なフリーローン(事業性資金は除く)。専業主婦・パート・アルバイトの方もご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
オールマイティー	お使いみち自由・手続き簡単・スピード審査の3拍子揃ったフリーローンです。借り換え資金にもご利用いただけます。	10年以内	300万円以内
シニアライフローン	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用の他、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
快速ローン	資金使途はご自由です。簡単なお申込みで、すばやくご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
せきしん「プラチナ1000」	FAX・インターネットで自宅から仮審査申込ができる大型フリーローン(事業性資金は除く)です。	10年以内	1,000万円以内

■その他

商品名	内容	ご融資期間	ご融資限度額
安心	自らが必要とする事業用資金又は、非事業用資金にご利用いただけます。	最終償還時年齢75才以下	1億円以内

ご利用にあたって

なお、ローン商品のご利用に際しては、所定の審査をさせていただきますので、ご意向に添えない場合もございます。また、返済計画はゆとりを持って無理のない計画をお立てになるようお薦めします。

保険業務

令和7年6月30日現在

種類	内容
生命保険	終身保険、医療保険、がん保険を取り扱っています。
損害保険	長期火災保険、債務返済支援保険、傷害保険を取り扱っています。

証券業務

令和7年6月30日現在

種類	内容
国債の窓口販売	新たに発行される国債(個人向け国債を含む)の窓口販売を行っています。
投資信託	各種の投資信託商品を取り扱っています。

各種サービス

令和7年6月30日現在

ご預金・ご融資以外にも為替等金融にかかわる各種サービスをお取扱いして、皆様の暮らしのお手伝いをさせていただきます。

業務名	内 容
WEBバンキング	残高照会・入出金明細照会・税金及び各種料金収納(ペイジー)・振込サービスがインターネットおよび携帯電話でご利用頂けます。(携帯電話でのお振込は、個人のお客様に限ります。)
WEB-FBサービス	残高照会・入出金明細照会・税金及び各種料金収納(ペイジー)・総合振込、給与振込サービスがインターネットでご利用頂けます。
ファーム・ホームバンキング	パソコン・ファクシミリなどを利用して、オフィスやご家庭に居ながらにして振込、振替、入出金明細照会、残高照会などのお取引ができます。
でんさいサービス	「でんさい(電子記録債権)」はインターネット等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関に電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に支払いや譲渡を行うことができます。
年金・給料自動受取り	各種年金、配当金、給料や賞与などがお客様のご指定口座でお受取りできます。
自動支払い	公共料金(電気・電話料金、税金等)や各種振替などがお客様の預金口座から自動的に支払われます。
ATM振込	ATMからも振込ができます(現金・キャッシュカードどちらでも可)。振込カードを併用されますと便利です。
海外送金	電信送金、送金受取りの方法があります。
貿易取引	輸出、輸入ともにお取扱いしています。ただし、いずれの場合も信金中央金庫経由の取扱いとなります。
貸金庫	預金証書、株券、権利証、貴金属などの貴重品を安全にお預かりします。貸金庫設置店舗は9ヶ店です。(設置店舗:本店営業部、本町、東、金山、長森、山田、各務原、桜ヶ丘、美濃)
夜間金庫	営業時間終了後、売上金等を安全にお預りし、翌営業日には預金口座へご入金いたします。夜間金庫設置店舗は7ヶ店です。(設置店舗:本店営業部、本町、金山、山王通、各務原、桜ヶ丘、美濃)
デビットカード	デビットカード加盟店でせきしんのキャッシュカードがご利用できます。

せきしん ホームページ

せきしんホームページでは、関市近郊の地域情報も掲載しております。

また、お借入金額・金利・期間を入力するだけで、毎月・ボーナス月の返済額がわかるローンシミュレーションも掲載しておりますので、ぜひアクセスしてみてください。

ホームページアドレス

<https://www.shinkin.co.jp/seki1534/>



LINE好評配信中!

当金庫ではスマートフォンのアプリ「LINE」においてLINE公式アカウントを開通しております。

「友だち登録」していただいたお客様にキャンペーン情報・地域のイベント等を提供いたします。



「サンデーバンキング」開催中!

当金庫では日曜日営業を開催しており、令和7年4月6日(日)より「本町支店」から「東支店」に店舗を変更して開催することになりました。昨年度は39回開催し述べ732名のお客様にご来店いただきました。

今年度も預金業務・融資業務・為替業務・収納業務・相談業務・諸届や事故届の受付で日曜日でもご利用いただけます。

※一部取扱いできない業務があります。休業日もございますので、詳しくはお近くの関信用金庫窓口へお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日現在

内 訳		手数料(円)		
振 込	窓口振込	同一店宛 3万円以上 3万円未満	550 330	
		本支店宛	3万円以上 3万円未満	550 330
			他行宛 (電信・文書)	3万円以上 3万円未満
		給与振込	3営業日前(※1) 本支店宛	220 無料
			上記以外 他行宛 本支店宛	550 無料
		ATM振込(現金)	同一店宛 3万円以上 3万円未満	220 110
	本支店宛		3万円以上 3万円未満	330 110
			他行宛	3万円以上 3万円未満
	ATM振込(キャッシュカード)	同一店宛	金額にかかわらず 無料	
		本支店宛	3万円以上 3万円未満	220 110
			他行宛	3万円以上 3万円未満
	為替自動振込	同一店宛	金額にかかわらず 無料	
本支店宛		3万円以上 3万円未満	330 110	
		他行宛	3万円以上 3万円未満	660 440
ファームバンキング WEB-FBサービス	同一店宛	金額にかかわらず 無料		
	本支店宛	3万円以上 3万円未満	220 110	
		他行宛	3万円以上 3万円未満	550 330
	給与振込	他行宛 本支店宛	110 無料	
ホームバンキング WEBバンキング	同一店宛	金額にかかわらず 無料		
	本支店宛	3万円以上 3万円未満	220 110	
		他行宛	3万円以上 3万円未満	550 330
エレクトロニックバンキング	ファームバンキング	月間	3,300	
	ホームバンキング	月間	1,100	
	WEBバンキング(資金移動あり)	月間	220	
	WEBバンキング(照会のみ)	月間	無料	
	せぎしWEB-FBサービス	月間	1,100	
紙媒体取扱い	登録式振込依頼書(OCR)取扱手数料	1件につき	3,300	
FAXによるアンサー通知・照会		月間	1,100	
再発行	通帳・証書・カード等再発行(※2)	1件につき	1,100	
	出資証券再発行	1件につき	1,100	
その他	保護預り	年間	3,300	
	口座管理手数料	1年間	1,320	
	未利用口座管理手数料	年額	1,320	
ICキャッシュカード	発行・更新(無期限ICカードへの切替含む)手数料		無料	
個人情報開示	窓口渡しの場合	1回につき	1,100	
	取引履歴照会等作成	COMコピー等作成手数料	1回につき	1,100+22/枚
		端末機等資料作成手数料	1回につき	550+22/枚
各種調査手数料(上記以外)		1回につき	1,100	
※郵送する場合には、上記金額に郵送料を追加してお支払いいただきます。				
複写機使用手数料	複写・帳票	1枚につき	22	
貸金庫	深さ100mm未満	年額	10,560	
	深さ100mm以上	年額	15,840	
夜間金庫	基本使用料	月額	3,300	
	専用入金帳	1冊(50枚)	4,400	
代金取立関係	同一店宛	1通につき	無料	
	本支店宛	1通につき	220	
	他行宛	1通につき	440	
	個別取立	1通につき	1,100	
	送金・振込組戻料	1件につき	1,100	
	取立手形組戻料	1件につき	1,100	
	取立手形店頭示料(※3)	1件につき	1,100	
不渡手形返却料(※3)	1枚につき	1,100		

(※1) 振込ご指定日の3営業日前までの明細持込みをいいます。
 (※2) 旧現物がない場合が対象となります。(通帳レスから有通帳への切替、パスワード失念による再発行を含む)
 (※3) 費用が上記金額を超えるときは、所要実費を申し受けます。
 (※4) 有料対象となるお取引
 ・高額通貨から低額通貨への両替、低額通貨から高額通貨への両替
 ・新券両替(ただし、新券両替をされる店舗でお取引のあるお客様は1日1回49枚まで無料)

内 訳		手数料(円)		
指定金融機関、収納代理金融機関以外の県税、市町村税等の納付書(QRコード付納付書を除く)		1枚につき	440	
小切手 手形発行等	小切手帳	1冊(50枚)	5,500	
	手形帳	1冊(50枚)	5,500	
	自己宛小切手	1枚につき	550	
	マル専手形	1枚につき	550	
	マル専当座開設手数料		3,300	
署名鑑印刷サービス 新規登録・変更時		5,500		
紙幣硬貨 両替手数料(※4)	窓口・渉外扱い	1枚～500枚	550	
		501枚～1,000枚	1,100	
		1,001枚～ 以降500枚ごと	1,650 550円追加	
(硬貨入金時) 現金整理手数料	窓口・渉外扱い	1枚～500枚	無料	
		501枚～1,000枚	220	
		1,001枚～2,000枚	550	
		2,001枚～ 以降1,000枚ごと	1,100 550円追加	
各種証明書	残高証明書(仮払い払戻し証明書含む)	依頼書1通につき	440	
	融資証明書(事業用)	依頼書1通につき	13,200	
	融資証明書(農転)	依頼書1通につき	6,600	
	その他証明書(上記以外の融資証明に関するもの)	1通につき	1,100	
	主債務の履行状況に関する情報提供書	依頼書1通につき	1,100	
不動産関係	不動産新規設定 (住宅ローン除く)	5千万円未満	33,000	
		5千万円以上	55,000	
		不動産追加設定(住宅ローン除く)	1件につき	33,000
			不動産極度変更	1件につき
	不動産担保抹消(住宅ローン除く)	解除証書1通毎	11,000	
	事業者カード発行	1枚につき	無料	
	ローンカード発行	1枚につき	無料	
	変更事務手数料 (融資に関する各種変更手続き)	1契約につき	5,500円 複数契約の場合 最大11,000円	
	収益物件事務手数料(※5)	1件につき	110,000	
	融資関係	事務取扱 手数料	しんさん保証	55,000
全国保証			88,000	
住まいる			110,000	
一部繰上返済手数料			11,000	
住宅ローン		全額繰上 返済手数料	貸出後 3年以内	55,000
			貸出後 5年以内	33,000
			貸出後 7年以内	22,000
			貸出後10年以内	15,400
			貸出後15年以内	11,000
貸出後 15年超		5,500		
固定金利選択手数料(※6)		5,500		
でんさい さい さい さい さい さい さい さい さい さい	基本手数料		無料	
	入金手数料		220	
	記録請求等	1件あたり	PC取引	代行取引
		記録(発生、譲渡、分割譲渡、保証)	220	1,100
		変更記録(債権内容に係る場合)	220	1,100
		支払等記録(口座間送金決済以外)	220	1,100
		通常開示	無料	1,100
	書面による請求	支払不能通知の訂正・取消		2,200
		変更記録		2,200
		特例開示		3,300
支払不能情報照会			3,300	
残高証明書		定例発行 都度発行	3,300 5,500	
特定記録機関変更記録		5,500		
後見 預金 支 援	口座開設 手数料	基本手数料	11,000	
		成年被後見人が当金庫で年金受取の場合 後見支援預金作成後、その口座より引落しさせていただきます。	5,500	
	口座管理手数料(2年目以降)	年間	3,300	
口座 簿記 法	相続時口座照会手数料	1件につき	5,060	
	企業 支 援 関 係	(株)みらいワークス「Skill Shift」 利用サポート料金(※7)	標準	107,800
ビジネスマッチング			107,800	
採用支援			330,000	

(金額には消費税を含みます)
 (※5) ・実質、両替の入金
 物件の全部または一部を収益を得ることを目的に賃貸に供する不動産取得(借換を含む)を資金使途
 とした新規融資実行を対象とします。
 (※6) 当初借入時および固定期間満了後の変動金利への変更を除きます。
 (※7) (株)みらいワークスに支払う利用手数料を含みます。詳細については窓口にてお問い合わせください。

歴 史			
明治41年 9月	有限責任関信用購買組合設立、事務所を高見町(現本町7丁目)におく、初代組合長額額元三郎就任	5年10月	「年金相談会」開始
		9年 6月	預金1,500億円達成
昭和3年 6月	有限責任関信用利用組合と名称変更	10年 9月	新本店落成式並びに創立90周年記念式典挙行
4年 3月	事務所を郷戸町(現本町4丁目)に移転	10月	現在地にて新本店営業開始
8年 4月	有限責任から保証責任に組織変更	11年 6月	沼田理事長が会長に就任
15年 6月	専務理事山本春次郎第2代組合長に就任		第5代理事長に専務理事石木三郎が就任
19年 7月	市街地信用組合法による関信用組合と改組	8月	「日曜相談会」開始
20年 1月	練屋町(現本町2丁目)に本店事務所を新築移転	12年 4月	投資信託の窓口販売業務開始
26年 5月	関信用組合、関市の市金庫となる	15年 4月	経営相談室(現地域支援部)設置
		8月	保険商品の窓口販売業務開始
27年 3月	信用金庫法に基づく関信用金庫に改組、改称	17年11月	東海地区信用金庫協会主催のビジネスフェアに参加開始
28年 9月	東支店開設		岐阜工業高等専門学校との産学連携サポートシステムの開始
31年 2月	中小企業金融公庫の代理業務取扱開始	12月	名古屋大学、名古屋工業大学との産学連携サポートシステムの開始
32年11月	創立50周年記念式典挙行	19年 4月	コンプライアンス統括室(現リスク統括部)設置
33年 4月	金山支店開設	6月	第6代理事長に常務理事加藤韶房が就任
35年 5月	預金10億円達成	20年 9月	創立100周年を迎える
40年 5月	金山支店新築移転	11月	中部学院大学・同短期大学部との産学連携サポートシステムの開始
42年 3月	本店新築	21年 4月	第1回「関信用金庫杯学童軟式野球大会」の開催
47年11月	山本理事長が会長に就任、第3代理事長に専務理事石河準一が就任 預金100億円達成	6月	「経営相談会」開始
		10月	預金2,000億円達成
48年 4月	住宅金融公庫の代理業務取扱開始	23年 6月	第7代理事長に専務理事中島住雄が就任
51年 6月	長森支店開設	25年 6月	せきしん「高齢者等見守り活動」の開始
52年 6月	両替商業務開始	26年11月	本町支店新築
53年11月	日銀歳入代理店となる	28年 3月	地域創生にかかる包括連携協定を下呂市と締結
55年11月	山王通支店開設	29年 1月	関市と「地方創生を目的とした包括連携協力協定」の締結
57年12月	加茂野支店開設		尾西信用金庫と「地域活性化に向けた包括的連携協力に関する覚書」の締結
58年 5月	第4代理事長に専務理事沼田正敏が就任 9月 預金500億円達成	6月	第8代理事長に常務理事櫻井広志が就任
		30年 8月	第1回「関信用金庫杯スポ少バレーボール大会」の開催
10月	創立75周年記念式典挙行	9月	創立110周年を迎える
59年 3月	三輪支店開設 11月 「せきしん経済クラブ」発足	長森支店新築	
		令和元年10月	市政功労者表彰受賞
61年12月	山田支店開設	2年 6月	加茂野支店新築
62年12月	せきしんリース株式会社設立	3年 9月	せきしんSDGsローン発売開始
63年 5月	各務原支店開設 9月 創立80周年記念式典挙行	4年 5月	東支店新築
		6年 3月	預金3,000億円達成
平成2年 3月	桜ヶ丘支店開設 預金1,000億円達成	5月	みのかも支店開設
		6月	櫻井理事長が会長に就任
4年 7月	財団法人せきしん地域振興協力基金設立	第9代理事長に常務理事石竹智範が就任	
10月	美濃支店開設	7年 4月	サンデーバンキング開催店舗を東支店に変更

2025

SEKI
SHINKIN
BANK

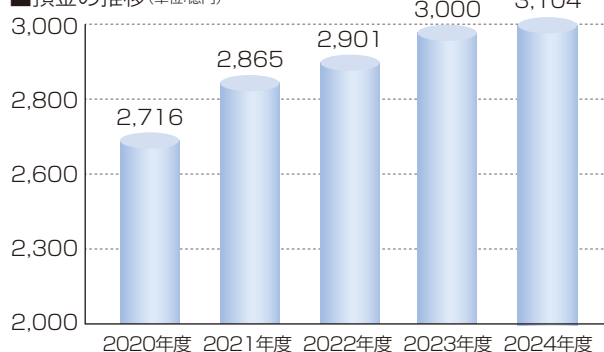
資料編

主要な経営指標の推移

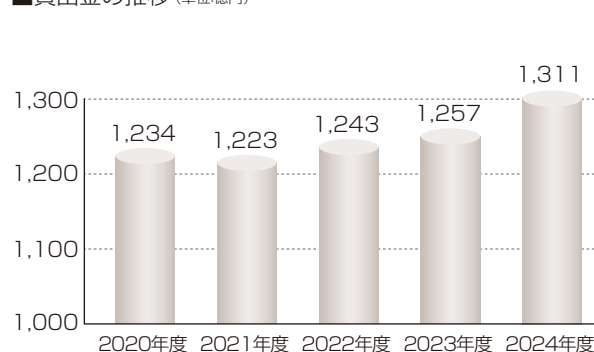
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益(千円)	3,660,140	3,422,983	3,509,559	3,228,029	3,834,657
経常利益(千円)	426,344	448,117	335,079	327,932	357,694
当期純利益(千円)	312,136	234,289	224,519	231,022	240,617
純資産額(百万円)	16,256	15,233	13,256	13,690	11,875
総資産額(百万円)	289,280	302,925	304,410	315,070	323,597
預金積金残高(百万円)	271,623	286,584	290,151	300,085	310,468
貸出金残高(百万円)	123,420	122,300	124,307	125,745	131,176
有価証券残高(百万円)	88,734	92,874	86,080	88,624	88,235
単体自己資本比率(%)	14.70	14.00	14.40	14.46	13.89

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■預金の推移(単位:億円)



■貸出金の推移(単位:億円)



会員数・出資総額・出資総口数・配当金

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
会員数(人)	15,435	15,268	15,077	14,969	14,870
出資総額(百万円)	400	400	401	402	410
出資総口数(千口)	8,007	8,019	8,024	8,053	8,219
出資に対する配当金(1口あたり円)	2	2	2	3	2

職員数の内訳

(単位:人)

	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
職員	125	80	205	126	82	208	121	79	200	118	80	198	110	80	190
嘱託職員	2	7	9	2	5	7	2	5	7	1	4	5	3	4	7
臨時職員	4	15	19	4	16	20	4	18	22	2	20	22	3	20	23
合計	131	102	233	132	103	235	127	102	229	121	104	225	116	104	220

■貸借対照表(資産)		
(単位:千円)		
科目	第80期 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	第81期 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
(資産の部)		
現金	1,411,248	1,505,107
預け金	91,742,868	94,293,283
買入金銭債権	2,075,142	2,048,995
金銭の信託	10	10
有価証券	88,624,398	88,235,526
国債	15,723,750	15,303,380
地方債	7,012,620	8,621,460
社債	23,021,174	23,468,618
株式	50,969	47,585
その他の証券	42,815,884	40,794,482
貸出金	125,745,014	131,176,708
割引手形	1,022,558	629,316
手形貸付	5,607,257	5,947,363
証書貸付	111,844,249	116,291,008
当座貸越	7,270,949	8,309,019
その他資産	2,039,320	2,132,529
未決済為替貸	103,299	78,433
信金中金出資金	1,432,800	1,432,800
未収収益	340,604	386,336
その他の資産	162,616	234,960
有形固定資産	3,687,334	3,771,830
建物	1,399,273	1,570,736
土地	1,811,477	1,810,199
リース資産	241,654	204,088
建設仮勘定	72,160	—
その他の有形固定資産	162,769	186,805
無形固定資産	89,731	88,788
ソフトウェア	2,113	1,126
リース資産	61,190	60,662
その他の無形固定資産	26,426	26,999
前払年金費用	46,979	31,914
繰延税金資産	1,111,318	1,883,694
債務保証見返	150,976	101,883
貸倒引当金	△ 1,654,057	△ 1,672,490
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,512,910)	(△ 1,480,641)
資産の部合計	315,070,287	323,597,783

■貸借対照表(負債及び純資産)		
(単位:千円)		
科目	第80期 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	第81期 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	300,085,021	310,468,574
当座預金	9,413,612	11,510,484
普通預金	115,635,881	120,927,276
貯蓄預金	447,211	432,051
通知預金	547,532	519,738
定期預金	162,902,833	165,009,182
定期積金	9,870,492	9,855,784
その他の預金	1,267,457	2,214,056
その他負債	944,311	968,316
未決済為替借	215,755	155,785
未払費用	279,157	376,941
給付補填備金	663	3,453
未払法人税等	49,334	20,072
前受収益	30,146	40,784
払戻未済金	11,524	7,630
払戻未済持分	—	10
リース債務	326,704	288,599
その他の負債	31,024	75,038
退職給付引当金	23,141	18,065
役員退職慰労引当金	80,837	74,737
睡眠預金払戻損失引当金	3,515	3,267
偶発損失引当金	45,439	39,464
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	46,517	47,697
債務保証	150,976	101,883
負債の部合計	301,379,761	311,722,006
(純資産の部)		
出資金	402,663	410,972
普通出資金	402,663	410,972
利益剰余金	15,799,701	16,016,488
利益準備金	401,226	402,663
その他利益剰余金	15,398,475	15,613,824
特別積立金	14,634,673	14,834,673
当期末処分剰余金	763,801	779,151
会員勘定合計	16,202,364	16,427,460
その他有価証券評価差額金	△ 2,141,599	△ 4,180,264
土地再評価差額金	△ 370,239	△ 371,419
評価・換算差額等合計	△ 2,511,839	△ 4,551,684
純資産の部合計	13,690,525	11,875,776
負債及び純資産の部合計	315,070,287	323,597,783

■損益計算書

(単位:千円)

科目	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)	第81期 (自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日)
経常収益	3,228,029	3,834,657
資金運用収益	2,749,394	2,936,413
貸出金利息	1,618,563	1,621,773
預け金利息	126,140	251,897
有価証券利息配当金	968,412	1,026,598
その他の受入利息	36,278	36,143
役務取引等収益	312,727	307,955
受入為替手数料	127,452	120,772
その他の役務収益	185,275	187,182
その他業務収益	122,907	560,241
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	106,334	527,622
その他の業務収益	16,573	32,618
その他経常収益	42,999	30,047
貸倒引当金戻入益	36,471	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	5,301	23,537
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	1,226	6,510
経常費用	2,900,096	3,476,963
資金調達費用	58,975	233,184
預金利息	58,632	230,047
給付補填備金繰入額	342	3,136
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	301,160	293,473
支払為替手数料	54,368	58,759
その他支払手数料	7,018	7,206
その他の役務費用	239,773	227,507
その他業務費用	171,443	485,003
国債等債券売却損	120,350	82,849
国債等債券償還損	50,790	402,090
その他の業務費用	303	63
経費	2,321,553	2,412,490
人件費	1,485,539	1,532,096
物件費	753,950	794,427
税金	82,063	85,966
その他経常費用	46,963	52,811
貸倒引当金繰入額	—	36,144
株式等売却損	—	—
その他の経常費用	46,963	16,666

(単位:千円)

科目	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)	第81期 (自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日)
経常利益	327,932	357,694
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	1,229	1,794
固定資産処分損	0	516
減損損失	1,229	1,278
税引前当期純利益	326,703	355,899
法人税、住民税及び事業税	115,351	54,117
法人税等調整額	△19,670	61,164
法人税等合計	95,681	115,281
当期純利益	231,022	240,617
繰越金(当期首残高)	532,779	538,533
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	763,801	779,151

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)	第81期 (自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日)
当期末処分剰余金	763,801,696	779,151,069
積立金取崩額	—	—
計	763,801,696	779,151,069
剰余金処分額	225,268,194	224,327,584
普通出資に対する配当金	23,830,844 (年6%の割合)	16,018,284 (年4%の割合)
利益準備金	1,437,350	8,309,300
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金(当期末残高)	538,533,502	554,823,485

※2025年6月13日開催の第74回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月13日
関信用金庫 理事長

石竹 智範

〈貸借対照表関係〉

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年~50年
その他	3年~50年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)

0.1971%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,672百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 11百万円

- 子会社等の株式又は出資金の総額 18百万円

- 子会社等に対する金銭債務総額 407百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 3,619百万円

- 有形固定資産の圧縮引帳額 21百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,605百万円

危険債権額 4,052百万円

三月以上延滞債権額 27百万円

貸出条件緩和債権額 113百万円

合計額 5,798百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがで

きない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は629百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
有価証券 482百万円
担保資産に対応する債務
預金 144百万円

上記のほか、信金中央金庫との為替決済担保として定期預金10,000百万円、十六銀行との当座貸越契約の担保として定期預金150百万円、岐阜市水道料受入の担保として定期預金1百万円、関門市税等受入の担保として現金60百万円を差し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法、及び第2条第3号に定める地方税法に基づいて、奥行価格補正及び時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △656百万円

23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。

24. 出資1口当たりの純資産額 1,444円83銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクにも晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの與信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、與信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部及びリスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で7,351百万円であります。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、VaR算出モデルの有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

第81期決算の注記事項

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	94,293	93,055	△1,238
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	399	395	△4
その他の有価証券	87,792	87,792	-
(3)貸出金(※1)	131,176		
貸倒引当金(※2)	△1,672		
	129,504	127,494	△2,009
金融資産計	311,990	308,738	△3,252
(1)預金積金	310,468	310,100	△368
金融負債計	310,468	310,100	△368

(※1)貸出金の時価は「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」であります。
(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、元利金の合計額を同様の私募債を新規に発行する際に使用する利率で割り引いた価格としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	18
非上場株式(※1)	15
信金中央金庫出資金(※1)	1,432
組合出資金(※2)	9
合 計	1,475

(※1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)預け金	48,673	33,620	7,000	5,000
(2)有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	200	200
その他の有価証券のうち満期があるもの	7,989	30,490	19,358	24,769
(3)貸出金(※1)	21,181	45,116	27,944	27,364
合 計	77,844	109,227	54,503	57,334

(※1)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)預金積金(※1)	240,400	69,830	0	87
合 計	240,400	69,830	0	87

(※1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、延滞・期流れ等のものは含めておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	199	218	18
	小 計	199	218	18
	そ の 他	200	177	△22
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	200	177	△22
	合 計	399	395	△4

その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	1,337	1,335	1
	国 債	615	613	1
	地 方 債	100	100	0
	社 債	622	621	0
	そ の 他	10,034	8,977	1,057
	小 計	11,372	10,312	1,059
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	13	18	△4
	債 券	46,056	49,794	△3,738
	国 債	14,688	17,579	△2,891
	地 方 債	8,521	8,900	△378
	社 債	22,846	23,315	△468
	そ の 他	30,350	33,495	△3,145
	小 計	76,420	83,309	△6,889
合 計		87,792	93,622	△5,830

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	914	0	82
国債	419	—	81
社債	499	0	0
その他	5,207	622	402
外国債券	2,811	526	—
合計	6,127	623	484

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①決算日の時価が、取得原価に比べ50%以上下落している場合及び、②決算日の時価が、取得原価に比べ30%以上50%未満下落している場合で、かつ、株式等については、決算日前1年間における当該株式等の平均時価が、取得原価に比べ30%以上下落している場合であります。

なお、株式等については、決算日以前の過去1年間における時価が、1度でも取得原価まで回復したもののについては、今後1年以内に回復する見込みがあるものと判断しております。債券の場合、時価の下落が市場金利等の上昇に起因し、保有期間中に時価の下落が解消する見込みがあるときには、回復する見込みがあると判断しております。

30. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

その他の金銭の信託	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの		(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—	

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は45,676百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,012百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
個別貸倒引当金	308百万円
退職給付引当金	5百万円
役員退職慰労引当金	20百万円
未払賞与	46百万円
減価償却費	12百万円
偶発損失引当金	10百万円
未収利息	1百万円
減損損失	37百万円
その他有価証券評価差額金	1,649百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	2,101百万円
評価性引当額	△217百万円
繰延税金資産合計	1,883百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,883百万円

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は2百万円増加し、その他有価証券評価差額金は40百万円増加し、法人税等調整額は2百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は1百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

〈損益計算書関連〉

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額29円83銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

地域	主な用途	種類	減損損失
関市外	営業用店舗1ヶ所	土地	1,278
合計			1,278

営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店(出張所含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,278千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は主として不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

以上

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率並びに資金運用収支、
役務取引等収支及びその他業務収支 (単位：千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	2,690,419	2,703,229
資金運用収益	2,749,394	2,936,413
資金調達費用	58,975	233,184
役務取引等収支	11,567	14,481
役務取引等収益	312,727	307,955
役務取引等費用	301,160	293,473
その他業務収支	△ 48,535	75,237
その他業務収益	122,907	560,241
その他業務費用	171,443	485,003
業務粗利益	2,653,450	2,792,948
業務粗利益率	0.87%	0.88%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

総資金利鞘 (単位：%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回	0.90	0.92
資金調達原価率	0.80	0.86
総資金利鞘	0.10	0.06

業務純益 (単位：千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	344,546	344,706
実質業務純益	344,546	395,407
コア業務純益	409,352	352,725
コア業務純益 (投資信託売却損益除く)	373,042	280,646

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費の内役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産利益率 (単位：%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.10	0.11
総資産当期純利益率	0.07	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	304,427	316,856	2,749,394	2,936,413	0.90	0.92
うち貸出金	125,048	128,161	1,618,563	1,621,773	1.29	1.26
預け金	85,961	91,967	126,140	251,897	0.14	0.27
買入金銭債権	2,089	2,060	10,693	10,509	0.51	0.50
有価証券	90,292	93,232	968,412	1,026,598	1.07	1.10
資金調達勘定	292,461	305,134	58,975	233,184	0.02	0.07
うち預金積金	292,461	305,134	58,975	233,184	0.02	0.07

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (2023年度 132百万円、2024年度 141百万円) を控除して表示してあります。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 19,327	△ 221,548	△ 240,875	72,706	114,263	186,969
うち貸出金	17,931	△ 68,019	△ 50,088	31,467	△ 28,257	3,210
預け金	7,290	24,288	31,579	9,384	116,374	125,759
買入金銭債権	△ 170	9	△ 159	△ 146	△ 38	△ 183
有価証券	△ 44,378	△ 177,828	△ 222,204	32,002	26,184	58,187
支払利息	639	5,599	6,238	2,665	171,544	174,209
うち預金積金	639	5,599	6,238	2,665	171,544	174,209

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、按分計算しております。

預金に関する指標

	2023年度	2024年度
流動性預金	126,044	133,389
当座預金	9,413	11,510
普通預金	115,635	120,927
うち決済性預金	14,071	13,593
貯蓄預金	447	432
通知預金	547	519
うち有利息預金	102,559	108,285
定期性預金	172,773	174,864
定期預金	162,902	165,009
うち固定金利定期預金	162,902	165,009
うち変動金利定期預金	-	-
定期積金	9,870	9,855
その他預金	1,267	2,214
別段預金	1,172	2,117
納税準備預金	93	94
非居住者円預金	0	2
預金積金合計	300,085	310,468
譲渡性預金	-	-
合計	300,085	310,468

	2023年度	2024年度
流動性預金	122,528	127,592
当座預金	8,163	8,785
普通預金	113,349	117,857
うち決済性預金	13,788	13,845
貯蓄預金	451	439
通知預金	564	509
うち有利息預金	100,576	104,960
定期性預金	168,856	176,435
定期預金	158,748	166,807
うち固定金利定期預金	158,748	166,807
うち変動金利定期預金	-	-
定期積金	10,108	9,628
その他預金	1,076	1,106
別段預金	981	1,018
納税準備預金	93	86
非居住者円預金	0	0
預金積金合計	292,461	305,134
譲渡性預金	-	-
合計	292,461	305,134

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中に市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. その他=別段預金+納税準備預金+非居住者円預金

貸出金等に関する指標

	2023年度	2024年度
貸出金	125,048	128,161
割引手形	941	748
手形貸付	5,451	5,713
証書貸付	111,825	114,371
当座貸越	6,830	7,327

	2023年度	2024年度
貸出金	125,745	131,176
うち変動金利	41,469	45,375
うち固定金利	84,275	85,801

(注) 残存期間1年以下の割引手形・手形貸付については、変動金利に含めています。

	2023年度	2024年度
消費者ローン	3,929	3,682
住宅ローン	32,118	32,316

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	553	22,413	17.82	539	23,446	17.87
農業、林業	10	79	0.06	9	69	0.05
漁業	1	5	0.00	1	4	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2	37	0.02	1	9	0.01
建設業	412	7,675	6.10	415	7,608	5.80
電気、ガス、熱供給、水道業	20	111	0.08	16	73	0.06
情報通信業	6	21	0.01	8	48	0.04
運輸業、郵便業	43	2,148	1.70	43	2,085	1.59
卸売業、小売業	283	6,541	5.20	288	6,807	5.19
金融業、保険業	21	16,109	12.81	22	17,095	13.03
不動産業	194	9,900	7.87	201	10,806	8.24
物品賃貸業	3	78	0.06	4	72	0.05
学術研究、専門・技術サービス業	18	101	0.08	16	110	0.08
宿泊業	2	27	0.02	2	41	0.03
飲食業	132	1,948	1.54	133	1,784	1.36
生活関連サービス業、娯楽業	76	815	0.64	76	773	0.59
教育、学習支援業	12	152	0.12	12	109	0.08
医療、福祉	69	2,296	1.82	73	2,276	1.74
その他サービス	153	1,975	1.57	161	1,991	1.52
小計	2,010	72,438	57.60	2,020	75,214	57.34
地方公共団体	8	16,241	12.91	9	19,132	15
個人	5,603	37,065	29.47	5,372	36,829	28
合計	7,621	125,745	100.00	7,401	131,176	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	2,028	2,150
有価証券	—	—
動産	151	112
不動産	12,229	12,451
計	14,409	14,714
信用保証協会・信用保険	33,044	33,108
保証	12,303	11,682
信用	65,986	71,671
合計	125,745	131,176

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	—	—
不動産	—	—
計	—	—
信用保証協会・信用保険	40	40
保証	2	2
信用	158	109
合計	200	151

貸出金用途別残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	55,146	43.86	56,070	42.74
運転資金	70,598	56.14	75,106	57.26
合計	125,745	100.00	131,176	100.00

預貸率

(単位:%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	41.90	42.25
期中平均預貸率	42.75	42.00

(注)預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	142	140	0	142	140
	2024年度	140	191	0	140	191
個別貸倒引当金	2023年度	1,743	1,512	196	1,547	1,512
	2024年度	1,512	1,480	17	1,495	1,480
合計	2023年度	1,886	1,653	196	1,690	1,653
	2024年度	1,653	1,672	17	1,635	1,672

貸出金償却の額

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
貸出金償却	—	—

有価証券の状況

有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高(時価)

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国債	—	100	100	0	—	0	—	0	546	1,862	15,076	13,341	—	0	15,723	15,303
地方債	1,202	998	1,002	0	—	0	—	0	4,807	7,623	—	0	—	0	7,012	8,621
社債	3,337	5,171	7,817	6,739	8,589	8,850	1,139	1,349	764	0	1,373	1,358	—	0	23,021	23,468
株式	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	50	47	50	47
外国証券	398	1,097	2,591	2,675	6,980	9,233	3,642	2,394	4,000	2,493	7,127	5,808	6,360	6,297	31,101	29,999
投資信託	270	850	2,077	1,125	1,383	2,571	4,128	1,872	555	535	659	469	2,653	3,356	11,728	10,781
その他の証券	—	0	7	6	—	0	—	0	—	3	—	0	—	0	7	9

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
有価証券	90,292	93,232
国債	17,303	17,469
地方債	6,226	7,993
社債	22,306	23,961
株式	48	52
外国証券	31,080	31,365
投資信託	13,319	12,381
その他の証券	8	8

預証率

(単位:%)

	2023年度	2024年度
期末預証率	29.53	28.42
期中平均預証率	30.87	30.55

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

金銭の信託

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	2023年度				2024年度				
	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引については該当ございません。

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	2023年度			2024年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	199	231	31	199	218	18
小 計	199	231	31	199	218	18
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	400	388	△ 11	200	177	△ 22
小 計	400	388	△ 11	200	177	△ 22
合 計	599	620	20	399	395	△ 4

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他の有価証券

(単位:百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2023年度			2024年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—	0	0	0
債 券	13,320	13,221	98	1,337	1,335	1
国 債	1,171	1,115	55	615	613	1
地 方 債	5,222	5,200	22	100	100	0
社 債	6,926	6,906	20	622	621	0
そ の 他	13,450	11,836	1,614	10,034	8,977	1,057
小 計	26,771	25,058	1,712	11,372	10,312	1,059
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	17	18	△ 1	13	18	△ 4
債 券	32,437	34,262	△ 1,825	46,056	49,794	△ 3,738
国 債	14,552	16,197	△ 1,644	14,688	17,579	△ 2,891
地 方 債	1,790	1,800	△ 9	8,521	8,900	△ 378
社 債	16,094	16,265	△ 171	22,846	23,315	△ 468
そ の 他	28,757	31,601	△ 2,843	30,350	33,495	△ 3,145
小 計	61,212	65,883	△ 4,670	76,420	83,309	△ 6,889
合 計	87,983	90,941	△ 2,958	87,792	93,622	△ 5,830

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	18	18
非上場株式	15	15
組合出資金	7	9
合計	41	43

健全性の指標

不良債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	1,767	1,767	1,006	760	100.00	100.00
	2024年度	1,605	1,605	866	739	100.00	100.00
危険債権	2023年度	3,898	3,037	2,285	752	77.91	46.62
	2024年度	4,052	3,202	2,461	741	79.02	46.57
要管理債権	2023年度	105	64	51	12	60.95	22.22
	2024年度	140	57	45	12	40.71	12.63
三月以上延滞債権	2023年度	0	0	0	0	—	—
	2024年度	27	27	27	0	100.00	—
貸出条件緩和債権	2023年度	105	64	51	12	60.95	22.22
	2024年度	113	57	45	12	50.44	17.65
小計(A)	2023年度	5,771	4,869	3,343	1,525	84.37	62.81
	2024年度	5,798	4,868	3,372	1,496	83.96	61.67
正常債権(B)	2023年度	120,284					
	2024年度	125,631					
総与信残高 (A)+(B)	2023年度	126,056					
	2024年度	131,430					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

償却及び引当の方針

当金庫は、当金庫の保有する資産(貸出金及び貸出金に準ずる資産)を信用金庫法及び企業会計原則等の諸法規等に基づき自己査定を行い、その自己査定結果により判断された信用リスクの程度に応じて適切な償却・引当を行っております。

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法

(2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	120

(注) 1.対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「基本報酬」108百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

(注 P46自己資本の充実の状況等について)

1.所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6.当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7.当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8.総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

■ 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目と同じく調整項目とで構成されています。令和6年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりました。自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。尚、収益計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、定元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入し厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計測にあたっては、与信金額、デフォルト率、未保全率のデータを整備し、高度な計測モデルを用いてリスク量の計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、定期的にあるいは必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
・R&I ・JCR ・Moody's ・S&P

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的担保、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫が採用している信用リスク削減手法には、預金相殺の他に適格担保としての自金庫預金積金があります。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫における派生商品取引は、保有する投資信託の裏付資産の一部であり、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、そのリスク管理については、金庫で定める「市場リスク管理要領」に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引はございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。【また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。】

当金庫が証券化取引【(再証券化取引を含む。以下本項において同じ。)】を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャー【(再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。)】については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用基準」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫は再証券化エクスポージャーを保有しておりません。

2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用基準の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデュアリティエンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部資金運用課において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク統括部リスク管理課の審査を経たうえで、理事長の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部資金運用課において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を信託銀行、証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

5. 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

6. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）による評価を実施しております。

7. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしていません。

・R&I ・JCR ・Moody's ・S&P

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、標準的計測手法を採用しておりますが、これらリスクについては、ALM委員会におきまして協議・検討するとともに、定期的にあるいは必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況等を、定期的にALM委員会へ報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他の出資金に関しましては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基いた適正な運用管理を行っております。また、リスクの状況については、定期的にあるいは必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切にリスクコントロールすることを基本方針としています。

金利リスクは金庫の全ての金利感応資産・負債を対象に管理しております。通貨については、重要な金利リスクを有する日本円、米ドル、豪ドルを対象としています。

金利リスクの計測は、IRRBB（金利変動による経済変動の指標である Δ EVE及び、期間収益変化の指標である Δ NI）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）といった金利リスク指標を、リスク統括部が毎月末を基準日とし月次で計測し、有価証券等の売却により金利リスクの削減を行う方針としています。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスク値を合算しています。なお金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥スプレッドに関する前提
リスクフリーレートと割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前事業年度末の開示からの変動はありません。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テストの結果は47.321%と基準値（20%）を超えていますが、リスク顕在化後の自己資本比率は7.317%と国内基準の4%を超えています。

3. 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(1) 金利ショックに関する説明

当庫では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスクを算定しています。また、ストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や一定期間における金利上昇幅を参考に、金庫全体の金利リスクの影響を定期的に検証しています。

(2) 金利リスク計測の前提及びその意味

VaRについては、「分散共分散法」を採用し、保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99%としており、リスク量が配賦資本の範囲内であるかについて、リスク統括部が月次でALM委員会に報告しています。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	単体ベース				連結ベース			
	リスク・アセット		所要自己資本額		リスク・アセット		所要自己資本額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	106,027	113,946	4,241	4,557	107,273	115,012	4,290	4,600
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,244	103,326	3,849	4,133	97,487	104,393	3,899	4,175
現金	-	-	-	0	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	0	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	0	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	0	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	0	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	700	-	28	-	700	-	28
国際開発銀行向け	-	60	-	2	-	60	-	2
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	0	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	39	69	1	2	39	69	1	2
地方三公社向け	10	13	0	0	10	13	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,668	32,754	1,226	1,310	30,679	32,754	1,227	1,310
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け	27,058	24,439	1,082	977	27,058	24,439	1,082	977
中小企業等向け及び個人向け	19,714	-	788	-	19,714	-	788	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12,845	-	513	-	12,845	-	513
トランザクター向け	-	0	-	0	-	0	-	0
抵当権付住宅ローン	2,938	-	117	-	2,938	-	117	-
不動産取得等事業向け	6,502	-	260	-	6,502	-	260	-
不動産関連向け	-	18,068	-	722	-	18,068	-	722
自己居住用不動産等向け	-	9,718	-	388	-	9,718	-	388
賃貸用不動産向け	-	498	-	19	-	498	-	19
事業用不動産関連向け	-	7,851	-	314	-	7,851	-	314
その他不動産関連向け	-	1	-	0	-	1	-	0
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	1,699	-	67	-	1,699	-	67
三月以上延滞等	71	-	2	-	71	-	2	-
延滞等向け	-	3,300	-	132	-	3,300	-	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	228	-	9	-	228	-	9
取立未済手形	20	15	0	0	20	15	0	0
信用保証協会等による保証付	534	594	21	23	534	594	21	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	59	-	2	-	59	-	2	-
出資等のエクスポージャー	59	-	2	-	59	-	2	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	62	-	2	-	62	-	2
上記以外	8,631	8,480	345	339	9,863	9,547	394	381
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,432	1,432	57	57	1,432	1,432	57	57
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	799	647	31	25	804	657	32	26
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	110	-	4	-	110	-	4	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る6%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	600	-	24	-	600	-	24
上記以外のエクスポージャー	6,289	5,800	251	232	7,515	6,857	300	274
(2) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
STC不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,683	10,602	387	424	9,686	10,602	387	424
ルック・スルー方式	9,683	10,602	387	424	9,686	10,602	387	424
マンドート方式	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 中央清算機関関連エクスポージャー	8	10	0	0	8	10	0	0
ロ.オペレーショナルリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,000	4,843	240	193	6,000	5,017	240	200
BI	-	3,228	-	-	-	3,344	-	-
BIC	-	387	-	-	-	401	-	-
ハ.リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額(イ+ロ)	112,027	118,789	4,481	4,751	113,273	120,029	4,530	4,801

当金庫の自己資本の充実の状況等について

定量的な開示事項

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率		単体ベース	
(単位:百万円)			
項	目	2023年度	2024年度
〈コア資本に係る基礎項目〉(1)			
普通出資等又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		16,178	16,411
うち、出資金及び資本剰余金の額		402	410
うち、利益剰余金の額		15,799	16,016
うち、外部流出予定額(△)		23	16
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		141	191
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		141	191
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)		16,319	16,603
〈コア資本に係る調整項目〉(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		64	63
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		64	63
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		46	31
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)		111	95
〈自己資本〉			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		16,207	16,507
〈リスク・アセット等〉(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		106,027	113,946
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		6,000	4,843
信用リスク・アセット調整額		—	—
フロア調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)		112,027	118,789
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))		14.46%	13.89%

自己資本比率		連結ベース	
(単位:百万円)			
項	目	2023年度	2024年度
〈コア資本に係る基礎項目〉(1)			
普通出資等又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		16,190	16,425
うち、出資金及び資本剰余金の額		402	410
うち、利益剰余金の額		15,812	16,031
うち、外部流出予定額(△)		25	17
うち、上記以外に該当するものの額		△ 0	△ 10
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		—	—
うち、為替換算調整勘定		—	—
うち、退職給付に係るものの額		—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		90	96
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		144	196
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		144	196
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)		16,425	16,718
〈コア資本に係る調整項目〉(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		65	63
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		65	63
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
退職給付に係る資産の額		46	31
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)		111	95
〈自己資本〉			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		16,313	16,623
〈リスク・アセット等〉(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		107,273	115,012
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		6,000	5,017
信用リスク・アセット調整額		—	—
フロア調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)		113,273	120,029
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))		14.40%	13.84%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		単体ベース									
		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国内	270,607	281,015	126,056	132,344	47,484	51,131	40	42	150	5,824	
国外	24,222	31,122	-	-	24,222	24,258	-	-	-	-	
地域別合計	294,829	312,137	126,056	132,344	71,706	75,389	40	42	150	5,824	
製造業	32,881	34,585	22,975	23,479	9,898	11,098	-	-	18	2,379	
農業、林業	84	73	84	73	-	-	-	-	-	-	
漁業	5	4	5	4	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	37	9	37	9	-	-	-	-	-	9	
建設業	10,087	10,476	9,637	9,526	450	950	-	-	108	612	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,669	2,299	269	199	2,400	2,100	-	-	-	-	
情報通信業	1,021	959	21	10	1,000	900	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	4,149	5,676	2,227	2,852	1,900	2,802	-	-	-	26	
卸売業、小売業	8,852	9,672	6,952	7,272	1,900	2,400	-	-	1	551	
金融業、保険業	122,936	131,869	16,175	17,156	14,998	18,400	-	-	-	-	
不動産業	10,638	11,555	10,638	11,555	-	-	-	-	-	889	
物品賃貸業	98	91	98	91	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門技術サービス業	278	278	278	278	-	-	-	-	-	-	
宿泊業	27	41	27	41	-	-	-	-	-	-	
飲食業	2,718	2,520	2,418	2,320	300	200	-	-	21	346	
生活関連サービス業、娯楽業	1,387	1,406	1,387	1,406	-	-	-	-	-	89	
教育、学習支援業	177	133	177	133	-	-	-	-	-	0	
医療、福祉	2,593	2,606	2,593	2,606	-	-	-	-	-	150	
その他のサービス業	2,318	2,413	2,315	2,410	-	-	-	-	0	144	
国・地方公共団体等	55,118	55,687	16,259	19,148	38,859	36,539	-	-	-	-	
個人	31,474	31,763	31,474	31,763	-	-	-	-	-	623	
その他	5,158	7,896	-	1	-	-	40	42	-	-	
業種別合計	294,829	312,137	126,056	132,344	71,706	75,389	40	42	150	5,824	
1年以下	69,623	74,114	17,749	18,062	4,931	7,378	-	-	-	-	
1年超3年以下	54,771	48,583	8,233	7,687	11,537	9,547	-	-	-	-	
3年超5年以下	27,240	36,158	12,267	16,107	14,972	17,731	-	-	-	-	
5年超7年以下	26,088	24,079	16,937	13,152	4,351	3,926	-	-	-	-	
7年超10年以下	25,942	34,182	15,827	21,780	10,115	12,402	-	-	-	-	
10年超	85,351	86,466	54,553	55,064	25,797	24,402	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	5,814	8,551	487	490	0	0	40	42	-	-	
残存期間別合計	294,829	312,137	126,056	132,344	71,706	75,389	40	42	150	5,824	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(単位:百万円)

連結ベース											
エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクス ポージャー	延滞 エクス ポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフバランス取引		債 券		デリバティブ 取引				
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度			
地域区分 業種区分 期間区分											
国 内	278,217	299,630	126,056	132,344	47,484	51,131	40	42	150	5,824	
国 外	31,915	31,122	-	-	24,222	24,258	-	-	-	-	
地 域 別 合 計	310,132	330,752	126,056	132,344	71,706	75,389	40	42	150	5,824	
製 造 業	32,559	34,585	22,975	23,479	9,898	11,098	-	-	18	2,379	
農 業、林 業	94	73	84	73	-	-	-	-	-	0	
漁 業	-	4	5	4	-	-	-	-	-	0	
鉱業、採石業、砂利採取業	39	9	37	9	-	-	-	-	-	9	
建 設 業	11,096	10,476	9,637	9,526	450	950	-	-	108	612	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,574	2,299	269	199	2,400	2,100	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	1,531	959	21	10	1,000	900	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	3,714	5,676	2,227	2,852	1,900	2,802	-	-	-	26	
卸売業、小売業	9,827	9,672	6,952	7,272	1,900	2,400	-	-	1	551	
金融業、保険業	114,335	131,869	16,175	17,156	14,998	18,400	-	-	-	-	
不 動 産 業	11,598	11,555	10,638	11,555	-	-	-	-	-	889	
物 品 賃 貸 業	108	91	98	91	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門技術サービス業	235	278	278	278	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	13	41	27	41	-	-	-	-	-	-	
飲 食 業	2,868	2,520	2,418	2,320	300	200	-	-	21	346	
生活関連サービス業、娯楽業	1,250	1,406	1,387	1,406	-	-	-	-	-	89	
教育、学習支援業	128	133	177	133	-	-	-	-	-	0	
医 療、福 祉	2,811	2,606	2,593	2,606	-	-	-	-	-	150	
その他のサービス業	2,388	2,413	2,315	2,410	-	-	-	-	0	144	
国・地方公共団体等	51,186	55,687	16,259	19,148	38,859	36,539	-	-	-	-	
個 人	32,006	31,763	31,474	31,763	-	-	-	-	-	623	
そ の 他	29,772	8,011	-	1	-	-	40	42	-	-	
業 種 別 合 計	310,132	330,752	126,056	132,344	71,706	75,389	40	42	150	5,824	
1 年 以 下	56,178	74,114	17,749	18,062	4,931	7,378	-	-			
1 年 超 3 年 以 下	44,918	48,583	8,233	7,687	11,537	9,547	-	-			
3 年 超 5 年 以 下	22,200	36,158	12,267	16,107	14,972	17,731	-	-			
5 年 超 7 年 以 下	20,725	24,079	16,937	13,152	4,351	3,926	-	-			
7 年 超 10 年 以 下	31,440	34,182	15,827	21,780	10,115	12,402	-	-			
10 年 超	83,474	86,466	54,553	55,064	25,797	24,402	-	-			
期間の定めのないもの	51,197	8,666	487	490	0	0	40	42			
残存期間別合計	310,132	330,752	126,056	132,344	71,706	75,389	40	42			

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	単体ベース						連結ベース					
	期首残高		期中増減額		期末残高		期首残高		期中増減額		期末残高	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
一般貸倒引当金	142	140	△1	50	140	191	144	144	0	52	144	196
個別貸倒引当金	1,743	1,512	△231	△32	1,512	1,480	1,746	1,519	△227	△30	1,519	1,489
合計	1,886	1,653	△232	18	1,653	1,672	1,891	1,663	△227	22	1,663	1,685

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	単体ベース							
	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	822	785	△37	△3	785	782	-	-
農業、林業	-	-	0	0	-	-	-	-
漁業	-	-	0	0	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	24	23	△1	△23	23	0	-	-
建設業	238	102	△136	47	102	149	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	0	0	-	-	-	-
情報通信業	-	-	0	0	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	0	6	-	6	-	-
卸売業、小売業	63	63	0	8	63	71	-	-
金融業、保険業	-	-	0	0	-	-	-	-
不動産業	367	320	△47	△12	320	308	-	-
物品賃貸業	-	-	0	0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	0	0	-	-	-	-
宿泊業	-	-	0	0	-	-	-	-
飲食業	102	94	△8	△56	94	38	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	6	6	△4	6	2	-	-
教育、学習支援業	-	-	0	0	-	-	-	-
医療、福祉	75	71	△4	△2	71	69	-	-
その他のサービス業	4	5	1	6	5	11	-	-
国・地方公共団体等	-	-	0	0	-	-	-	-
個人	47	38	△9	1	38	39	-	-
合計	1,743	1,512	△231	△32	1,512	1,480	-	-

(単位:百万円)

	連結ベース							
	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	822	789	△33	△4	789	785	-	-
農業、林業	-	-	0	0	-	-	-	-
漁業	-	-	0	0	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	24	23	△1	△23	23	0	-	-
建設業	238	102	△136	48	102	150	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	0	0	-	-	-	-
情報通信業	-	-	0	0	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	0	8	-	8	-	-
卸売業、小売業	63	64	1	10	64	74	-	-
金融業、保険業	-	-	0	0	-	-	-	-
不動産業	367	320	△47	△12	320	308	-	-
物品賃貸業	-	-	0	0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	0	0	-	-	-	-
宿泊業	-	-	0	0	-	-	-	-
飲食業	102	94	△8	△55	94	39	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	6	6	△4	6	2	-	-
教育、学習支援業	-	-	0	0	-	-	-	-
医療、福祉	76	72	△4	△3	72	69	-	-
その他のサービス業	4	5	1	6	5	11	-	-
国・地方公共団体等	-	-	0	0	-	-	-	-
個人	47	38	△9	1	38	39	-	-
合計	1,746	1,519	△226	△30	1,519	1,489	-	-

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	単体ベース						リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後				
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		
2024年度							
現金	1,505	-	1,505	-	-	0%	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,170	-	23,170	-	-	0%	
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,558	-	4,558	-	-	0%	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	28,148	-	28,148	-	-	0%	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	-	700	-	700	100%	
国際開発銀行向け	400	-	400	-	60	15%	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	698	-	698	-	69	10%	
地方三公社向け	65	-	65	-	13	20%	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	128,248	8	128,248	8	32,754	26%	
（第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	9	-	9	-	3	42%	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,070	939	37,923	108	24,439	64%	
（特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,117	8,135	17,328	848	12,845	70%	
（トランザクター向け）	-	19	-	1	0	44%	
不動産関連向け	39,379	-	38,178	-	18,068	47%	
（自己居住用不動産等向け）	31,747	-	30,903	-	9,718	31%	
（賃貸用不動産向け）	706	-	696	-	498	71%	
（事業用不動産関連向け）	6,922	-	6,575	-	7,851	119%	
（その他不動産関連向け）	2	-	2	-	1	60%	
（A D C 向け）	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	1,699	-	1,699	-	1,699	100%	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,680	68	2,561	6	3,300	129%	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	537	-	536	-	228	42%	
取立未済手形	78	-	78	-	15	20%	
信用保証協会等による保証付	9,899	147	9,764	50	594	6%	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	
株式等	62	-	62	-	62	100%	
合計					94,852		

(単位:百万円)

	連結ベース						リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後				
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		
2024年度							
現金	1,505	-	1,505	-	-	0%	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,170	-	23,170	-	-	0%	
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,558	-	4,558	-	-	0%	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	28,148	-	28,148	-	-	0%	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	-	700	-	700	100%	
国際開発銀行向け	400	-	400	-	60	15%	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	698	-	698	-	69	100%	
地方三公社向け	65	-	65	-	13	20%	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	128,248	8	128,248	8	32,754	26%	
（第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	9	-	9	-	3	42%	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,070	939	37,923	108	24,439	64%	
（特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,117	8,135	17,328	848	12,845	71%	
（トランザクター向け）	-	19	-	1	0	44%	
不動産関連向け	39,379	-	39,178	-	18,068	47%	
（自己居住用不動産等向け）	31,747	-	30,903	-	9,718	31%	
（賃貸用不動産向け）	706	-	696	-	498	71%	
（事業用不動産関連向け）	6,922	-	6,575	-	7,851	119%	
（その他不動産関連向け）	2	-	2	-	1	60%	
（A D C 向け）	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	1,699	-	1,699	-	1,699	100%	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,680	68	2,561	6	3,300	129%	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	537	-	536	-	228	42%	
取立未済手形	78	-	78	-	15	20%	
信用保証協会等による保証付	9,899	147	9,764	50	594	61%	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	
株式等	62	-	62	-	62	100%	
合計					94,852		

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
 2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	単体ベース															
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	1,505	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,490	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,558	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	28,148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	100	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	97,633	-	18,457	-	-	-	512	-	-	3,803	-	-	-
(第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	1,800	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	5,900	-	-	-	-	-	-	-	-	13,099	-	-	-
(特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	1,520	-	-	-	-	-	-	-	-	1	770	-	-
(トランザクター向け)	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
不動産関連向け	-	217	-	19,916	5	219	-	104	-	-	-	18	9,366	-	2	-
(自己居住用不動産等向け)	-	197	-	19,916	5	67	-	-	-	-	-	18	9,366	-	-	-
(賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	151	-	104	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業用不動産関連向け)	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(その他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
(A D C 向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	246	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	5	-	255	-	-	-	-	-	-	-	-	198	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等	3,867	5,947	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	60,670	6,868	-	125,691	5	18,676	-	104	-	512	-	19	27,485	-	2	-

(単位:百万円)

	単体ベース															
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,505
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,490
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,558
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,148
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	698
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,005	1,002	2,510	-	-	-	-	502	-	-	-	-	-	-	-	126,427
(第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,500
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	800	-	14,485	-	-	3,796	-	-	-	-	-	-	-	-	38,081
(特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	14,914	-	-	-	-	970	-	-	-	-	-	-	-	-	18,177
(トランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
不動産関連向け	889	1,433	-	-	812	-	280	2,051	9	-	2,850	-	-	-	-	38,178
(自己居住用不動産等向け)	48	1,301	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,903
(賃貸用不動産向け)	-	131	-	-	-	-	280	-	-	-	-	-	-	-	-	696
(事業用不動産関連向け)	840	-	-	-	812	-	-	2,051	9	-	2,841	-	-	-	-	6,575
(その他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
(A D C 向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	10	-	-	-	-	536	-	-	-	-	1,699	-	-	-	1,699
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	76	-	-	-	-	1,752	-	-	-	2,567
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	536
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,815
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,894	18,160	2,510	14,485	812	-	6,080	783	2,051	9	-	6,302	62	-	-	294,190

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(単位:百万円)

		連結ベース															
		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
		2024年度															
現金	1,505	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,490	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,558	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	28,148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	100	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	97,633	-	18,457	-	-	-	-	512	-	-	3,803	-	-	-
(第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	1,800	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	5,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,099	-	-	-
(特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	1,520	-	-	-	-	-	-	-	-	1	770	-	-	-
(トランザクター向け)	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
不動産関連向け	-	217	-	19,916	5	219	-	104	-	-	-	-	18	9,366	-	2	-
(自己居住用不動産等向け)	-	197	-	19,916	5	67	-	-	-	-	-	-	18	9,366	-	-	-
(貸付用不動産向け)	-	-	-	-	-	151	-	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業用不動産関連向け)	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(その他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
(A D C 向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	5	-	255	-	-	-	-	-	-	-	-	-	198	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等	3,867	5,947	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	60,670	6,868	-	125,691	5	18,676	-	104	-	512	-	19	27,485	-	2	-	

(単位:百万円)

		連結ベース															
		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
		2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,505
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,490
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,558
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,148
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	698
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,005	1,002	2,510	-	-	-	-	-	502	-	-	-	-	-	-	-	126,427
(第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,500
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	800	-	14,485	-	-	-	3,796	-	-	-	-	-	-	-	-	38,081
(特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	14,914	-	-	-	-	-	970	-	-	-	-	-	-	-	-	18,177
(トランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
不動産関連向け	889	1,433	-	-	812	-	-	280	2,051	9	-	2,850	-	-	-	-	38,178
(自己居住用不動産等向け)	48	1,301	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,903
(貸付用不動産向け)	-	131	-	-	-	-	-	280	-	-	-	9	-	-	-	-	696
(事業用不動産関連向け)	840	-	-	-	812	-	-	-	2,051	9	-	2,841	-	-	-	-	6,575
(その他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
(A D C 向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	10	-	-	-	-	-	536	-	-	-	1,699	-	-	-	-	1,699
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	76	-	-	-	1,752	-	-	-	-	2,567
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	536
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78
合 計	2,894	18,160	2,510	14,485	812	-	6,080	783	2,051	9	-	6,302	62	-	-	294,190	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	単体ベース		連結ベース	
	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	2023年度		2023年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	6,523	49,843	6,523	49,843
2%	-	-	-	-
10%	-	11,032	-	11,032
20%	3,500	117,302	3,500	117,360
35%	-	12,301	-	12,301
40%	401	-	401	-
50%	12,449	148	12,449	148
70%	3,862	-	3,862	-
75%	-	41,805	-	41,805
100%	4,252	34,638	4,252	35,864
120%	1,808	-	1,808	-
150%	752	139	752	139
200%	-	-	-	-
250%	-	319	-	321
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	301,079		302,366	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

リスク・ウェイトの 区分	単体ベース			
	2024年度			
	CCF-信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF-信用リスク削減効果適用後)
オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			
40%未満	214,278	2,313	11.62	214,018
40%~70%	31,068	20	10.00	30,914
75%	20,626	5,915	11.17	18,160
80%	2,510	-	-	2,510
85%	16,646	819	12.56	14,485
90%~100%	7,833	163	15.49	6,893
105%~130%	3,382	-	-	3,345
150%	6,661	57	10.00	6,302
250%	62	-	-	62
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	303,069	9,290	-	296,692

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF-信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(単位:百万円,%)

連結ベース				
リスク・ウェイトの区分	2024年度			
	CCF-信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF-信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	214,278	2,313	11.62	214,018
40%~70%	31,068	20	10.00	30,914
75%	20,626	5,915	11.17	18,160
80%	2,510	-	-	2,510
85%	16,646	819	12.56	14,485
90%~100%	7,833	163	15.49	6,893
105%~130%	3,382	-	-	3,345
150%	6,661	57	10.00	6,302
250%	62	-	-	62
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	303,069	9,290	-	296,692

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF-信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	単体ベース						連結ベース					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ポートフォリオ												
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,634	2,398	28,938	31,225	-	-	2,634	2,398	28,938	31,225	-	-

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式

単体:連結とも、カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

	単体ベース				連結ベース			
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
(1) 派生商品取引合計	40	42	8	8	40	42	8	8
①外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-
②金利関連取引	40	42	8	8	40	42	8	8
③金関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-
④株式関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	40	42	8	8	40	42	8	8

(注)本欄の派生商品取引は投資信託の裏付資産の一部であるため、グロス再構築コストの額等を算定していません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する定期的な開示はございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	単体ベース				連結ベース			
	貸借対照表計上額		時 価		貸借対照表計上額		時 価	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
上場株式等	17	18	17	13	17	18	17	13
非上場株式等	1,415	1,475	1,415	1,475	1,415	1,475	1,415	1,475
合 計	1,432	1,494	1,432	1,489	1,432	1,494	1,432	1,489

(注)当項目に該当するものうち、上場投資信託(ETF)は、上場株式等を含めています。

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
売 却 益	5	-	5	-
売 却 損	-	-	-	-
償 却	-	0	-	0

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
評 価 損 益	△1	△4	△1	△4

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
評 価 損 益	-	-	-	-

5. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	9,683	10,602	9,686	10,602
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-	-	-

金利リスクに関する事項

IRRBB 1:金利リスク

(単位:百万円)

項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,811	8,950	93	110				
2	下方パラレルシフト	0	0	△32	28				
3	スティープ化	7,306	8,157						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	7,811	8,950	93	110				
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	16,507				16,207			

(注)金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

連結対象子会社の主な事業の概要

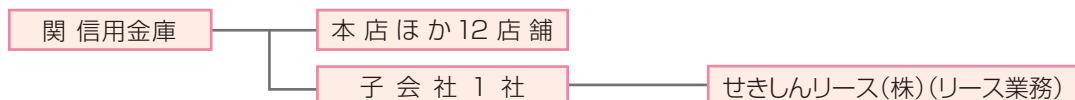
子会社であるせきしんリース(株)は、リース業務を通じて設備投資時の資金負担及び、減価償却計算の事務負担の軽減、設備の更新・技術革新に対しても適切かつスピーディーな対応等、お客様の事業拡大に役立つことを考えております。リース業務におきましては、リース契約件数は前期比19件減少の180件、検収契約額は前期比287百万円減少の439百万円となりました。

預金積金の期末残高は310,350百万円、貸出金の期末残高は131,176百万円となりました。また、連結総資産は324,645百万円、連結純資産は11,988百万円となりました。

収益の状況は、連結経常利益は368,915千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は243,178千円となりました。

連結自己資本比率につきましては13.84%となりました。

連結対象会社の概況



子会社の状況

会社名	／せきしんリース株式会社	主要業務内容	／リース業務
所在地	／関市弥生町3丁目3番3号	設立年月日	／昭和62年12月7日
TEL	／(0575)24-6886	当金庫議決権比率	／30%
資本金	／20百万円	子会社の議決権比率	／0%

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度	科目	2023年度	2024年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	93,154	95,798	預金積金	299,972	310,350
買入金銭債権	2,075	2,048	その他負債	2,244	2,022
金銭の信託	0	0	退職給付に係る負債	23	18
有価証券	88,621	88,232	役員退職慰労引当金	80	74
貸出金	125,745	131,176	睡眠預金払戻損失引当金	3	3
その他資産	3,341	3,191	偶発損失引当金	45	39
有形固定資産	3,687	3,772	繰延税金負債	—	—
建物	1,399	1,570	再評価に係る繰延税金負債	46	47
土地	1,811	1,810	債務保証	150	101
リース資産	241	204	負債の部合計	302,567	312,657
建設仮勘定	72	—	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	163	187	出資金	402	410
無形固定資産	89	88	利益剰余金	15,812	16,031
ソフトウェア	2	1	処分未済持分	△0	△0
リース資産	61	60	会員勘定合計	16,215	16,442
その他の無形固定資産	26	27	その他有価証券評価差額金	△2,141	△4,180
退職給付に係る資産	46	31	土地再評価差額金	△370	△371
繰延税金資産	1,113	1,887	評価・換算差額等合計	△2,511	△4,551
債務保証見返	150	101	非支配株主持分	90	96
貸倒引当金	△1,664	△1,685	純資産の部合計	13,794	11,988
資産の部合計	316,362	324,645	負債及び純資産の部合計	316,362	324,645

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	3,338,387	3,972,933
資金運用収益	2,749,034	2,936,053
貸出金利息	1,618,563	1,621,773
預け金利息	126,140	251,897
有価証券利息配当金	968,052	1,026,238
その他の受入利息	36,278	36,144
役務取引等収益	312,654	307,887
その他業務収益	236,959	697,424
その他経常収益	39,738	31,567
貸倒引当金戻入益	32,517	-
その他の経常収益	7,220	31,567
経常費用	3,003,435	3,604,018
資金調達費用	58,973	233,155
預金利息	58,630	230,019
給付補填備金繰入額	342	3,136
役務取引等費用	301,160	293,473
その他業務費用	264,840	600,514
経 費	2,318,527	2,406,228
その他経常費用	59,933	70,645
貸倒引当金繰入額	-	39,029
その他の経常費用	59,933	31,616
経常利益	334,952	368,915
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-

科 目	2023年度	2024年度
特別損失	1,229	1,794
固定資産処分損	0	516
減損損失	1,229	1,278
税金等調整前当期純利益	333,722	367,120
法人税、住民税及び事業税	118,287	57,981
法人税等調整額	△ 20,420	59,116
当期純利益	235,856	250,022
非支配株主に帰属する当期純利益	4,404	6,844
親会社株主に帰属する当期純利益	231,452	243,178

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
利益剰余金期首残高	15,597,019	15,812,572
利益剰余金増加高	231,452	243,178
親会社株主に帰属する当期純利益	231,452	243,178
利益剰余金減少高	15,899	23,830
配当金	15,899	23,830
自己優先出資償却額	-	-
利益剰余金期末残高	15,812,572	16,031,920

主要な経営指標等

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連 結 経 常 収 益	3,730	3,510	3,606	3,338	3,972
連 結 経 常 利 益	429	452	339	334	368
親会社株主に帰属する当期純利益	312	234	227	231	243
連 結 純 資 産 額	16,353	15,332	13,356	13,794	11,988
連 結 総 資 産 額	290,631	304,231	305,645	316,362	324,645
連 結 自 己 資 本 比 率	14.60%	13.92%	14.35%	14.40%	13.84%

連結リスク管理債権

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	1,796	1,609
危 険 債 権	3,907	4,068
要 管 理 債 権	111	150
三月以上延滞債権	-	27
貸出条件緩和債権	111	123
合 計	5,816	5,829

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部でリースの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。その開示項目は信用金庫法施行規則等に定められておりますが、その各項目は以下のページに掲載しています。

単体ベースの項目〈信用金庫法施行規則第132条による開示項目〉

●金庫の概況及び組織に関する事項	
イ 事業の組織	4
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	3
ハ 事務所の名称及び所在地	22
●金庫の主要な事業の内容	4
●金庫の主要な事業に関する事項	
イ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	30
(1) 経常収益	30
(2) 経常利益又は経常損失	30
(3) 当期純利益又は当期純損失	30
(4) 出資総額及び出資総口数	30
(5) 純資産額	30
(6) 総資産額	30
(7) 預金積金残高	30
(8) 貸出金残高	30
(9) 有価証券残高	30
(10) 単体自己資本比率	30
(11) 出資に対する配当金	30
(12) 職員数	30
ロ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
・主要な業務の状況を示す指標	
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率並びに資金運用収支、	
役務取引等収支及びその他業務収支	37
(2) 業務純益	37
(3) 総資金利鞘	37
(4) 総資産利益率	37
(5) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	37
(6) 受取利息及び支払利息の増減	37
・預金に関する指標	
(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金及び	
その他の預金の平均残高	38
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び	
その他の区分ごとの定期預金の残高	38
・貸出金等に関する指標	
(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の	
平均残高	38
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	38
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	39
(4) 用途別の貸出金残高	39
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	39
(6) 預貸率の期末値及び期中平均値	39
・有価証券に関する指標	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	40
(2) 有価証券の残存期間別残高	40
(3) 有価証券の種類別の平均残高	40
(4) 預証率の期末値及び期中平均値	40
●金庫の事業の運営に関する事項	
イ リスク管理の態勢	10
ロ 法令遵守の態勢	9
ハ 金融ADR制度への対応	7

●金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31~32
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	42
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	44~57
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	41
(2) 金銭の信託	41
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	41
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ 貸出金償却の額	40
ト 会計監査人の監査を受けている旨	32

連結ベースの項目〈信用金庫法施行規則第133条による開示項目〉

●金庫及びその子会社等の概況に関する事項

イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	58
ロ 金庫の子会社等に関する事項	
(1) 名称	58
(2) 主たる営業所又は事業所の所在地	58
(3) 資本金又は出資金	58
(4) 事業の内容	58
(5) 設立年月日	58
(6) 当金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は	
総出資者の議決権に占める割合	58
(7) 当金庫の上記(1)で規定する子会社等(以下当該子会社等という。)以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	58

●金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

イ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	59
(2) 経常利益	59
(3) 当期純利益	59
(4) 純資産額	59
(5) 総資産額	59
(6) 連結自己資本比率	59

●金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産

の状況に関する事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	58~59
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	59
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	44~57
ニ 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(事業の種類別セグメント情報)	59

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

●資産の査定公表	43
----------	----



—— 地元とともに ——

関信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/seki1534/>

当金庫ではスマートフォンのアプリ「LINE」において、LINE公式アカウントを開設いたしました。「友だち登録」していただいたお客さまにキャンペーン情報や地域のイベント等を提供いたします。公式アカウントからIDまたは公式アカウントを検索するか右のQRコードを読み込んでください。
(ID:dum4286b)



関市イメージキャラクター
「関*はもみん」